

令和 6 年度事業評価の 評価結果

令和 7 年（2025 年） 3 月

1. 事業評価とは

行政の限られた経営資源を最適化するとともに、時代の変化をとらえて適切な改善につなげることを目的に、各所属が自ら事業の点検・評価を行い、自律的な見直し・改善を図る仕組み

2. 目的・評価方法

(1) 評価の目的

- ① 財源・人材・施設などの行政の限られた経営資源の最適化
- ② 時代の変化をとらえて適切な改善につなげる

(2) 評価（検証）の方法

- ① 評価シートを活用し、事業の実施背景、実績、コストなどを整理
- ② 実施背景の変化、初期の目的の達成状況、他市比較、持続可能性などを踏まえ、課題の有無を点検し、あるべき姿に向けた改善のアイデアに結び付ける

3. 事業評価の主な流れ

	項目	実施内容
(1)	対象事業の選定	事業評価の対象事業を選定【事務局】
(2)	一次評価	事業評価シートを活用し、事業の点検・評価を行い、改善のアイデアに結び付ける【各所属】
(3)	各所属との協議	事業評価シートを確認しながら、各所属へのヒアリングを実施し、二次評価（案）として整理【事務局】
(4)	二次評価	二次評価（改善の方向性）を決定
(5)	評価結果の公表	評価年度末に、評価結果を公表
(6)	改善の取組	二次評価を踏まえて、改善の取組に着手【各所属】
(7)	取組状況の公表	評価年度以降、3か年の各年度末に取組状況を公表

※ 事務局…事業評価の事務局（企画財政部行政経営課）

3. (5)評価結果の公表

事業評価シート

令和 6 年度事業評価については、令和 6 年度時点での情報が記載されています。

令和6年度事業評価 対象事業一覧（29事業）

No.	所属名	事業名 1	事業名 2	ページ
1	危機管理課	防災行政無線整備費	—	5
2	広報課	C A T V 番組制作費	—	8
3	人事課	自己研修費	—	11
4	人事課	基本研修費	—	14
5	人事課	特別研修費	—	17
6	市民協働課	市民協働推進費	—	20
7	障害福祉課	精神障害者入院医療扶助費	—	23
8	高齢者福祉課	ファミリーサポートセンター事業費	—	25
9	高齢者福祉課	軽度生活援助事業費	—	28
10	高齢者福祉課	生活・介護支援サポーター事業費	—	31
11	高齢者福祉課	いきいき同窓会交流事業補助金	—	34
12	地域包括ケア推進課	S O S ネットワーク事業費	—	37
13	健康政策課	上水道布設事業費補助金	—	40
14	健康政策課	救急医療推進事業費	—	43
15	健康政策課	献血推進協議会交付金	—	46
16	保健総務課	難病疾患患者扶助費	—	49
17	保健総務課	小児慢性特定疾病医療事業費	小児指定疾病医療費助成事業	52
18	療育支援課	こども発達相談センター管理運営費	—	55
19	保育入園課	病児保育事業費	—	59
20	地域子育て支援課	ファミリー・サポート・センター事業費	—	62
21	クリーン推進課	路上喫煙及びポイ捨て防止事業費	—	65
22	クリーン推進課	塵芥収集委託費	クリーンサポート事業	68
23	公園緑地課	ふなばし三番瀬海浜公園来場者輸送対策費	—	71
24	商工振興課	商店街活性化支援事業補助金	空き店舗対策事業補助金	73
25	商工振興課	海外販路拡大支援事業費	—	76
26	農水産課	農業後継者対策事業費補助金	—	79
27	農水産課	農業団体育成事業費補助金	—	82
28	指導課	国際理解教育費	—	85
29	青少年課	子供居場所づくり事業費	—	88

令和 6 年度 事業評価シート

所属名	市長公室 危機管理課
-----	------------

1. 基本情報

事業名称	防災行政無線整備費	
実施根拠	地域防災計画	
事業開始年月日	昭和 5 6 年度	
最終改正年月日	-	
事業目的	災害に関する情報を緊急時に同時に広く伝達するために、昭和 5 6 年に設置を開始した防災行政無線の維持・管理、整備を行う。	
事業概要	防災行政無線は、地域防災計画で整備や運用が定められているものであり、災害時には様々な情報を発信する。また、全国瞬時警報システム業務規程（消防庁）に、Jアラートで配信する情報が、防災行政無線で放送させるものと定められている。 そのため危機管理課では、緊急時に使用できるように、また、難聴地域を減らすため、定期点検、緊急対応を含んだ保守点検委託の契約や、5 年周期を目標にバッテリー交換等の維持管理、子局の増設を行っている。	
実施背景	災害時に使用するため、聴取困難地域の解消を図るとともに、定期的な点検・維持補修に努める必要がある。	
経緯	昭和 5 6 ～ 6 3 年度 防災行政無線子局 1 6 0 局設置 平成 1 1 ～ 2 6 年度 防災行政無線子局 1 2 局設置 平成 2 9 ～ 3 0 年度 防災行政無線デジタル化工事 既設 1 7 2 局対象 平成 2 9 ～ 3 0 年度 防災行政無線子局 9 局設置 令和 2 年度 防災行政無線子局 2 局設置 令和 6 年度 防災行政無線再配備実施設計 既設 1 8 5 局対象 防災行政無線子局 2 局設置 令和 8 ～ 1 1 年度 防災行政無線再配備工事 既設 1 8 5 局対象（予定）	
事業内容	対象者	内容（要件・単価・限度額・サービス内容など）
	防災行政無線	機器の維持管理
	防災行政無線	新設・改修工事

2. 事業実績

		令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
事業費 (単位：円)	当初予算額	37,703,900円	13,000,000円	18,415,000円	51,659,550円
	うち一般財源	37,703,900円	13,000,000円	18,415,000円	17,191,550円
	決算(見込)額	34,358,940円	12,650,000円	18,546,000円	16,742,000円
対象者数・件数など	事業名	防災行政無線保守点検委託	防災行政無線保守点検委託	防災行政無線保守点検委託	防災行政無線保守点検委託
		バッテリー交換委託		バッテリー交換委託	鋼管柱の詳細点検委託
		子局新設工事 2 局		メール設定変更委託	バッテリー交換委託
					子局新設工事 2 局（起債・繰越）

3. 交付税、国・県補助の有無

	有無	(ありの場合) 名称・内容
交付税措置	なし	
国・県補助	なし	
(国・県補助への) 上乘せ・横出し	なし	

4. 業務量

繁忙期	-				
業務頻度	-				
人工		常勤職員	会計年度任用職員	再任用(フル)	再任用(短)
	人工	0.4人工			
	従事者数	2人			

※ 職員 1 人の労働力 = 1 人工。当該事業の人工を記載。複数人が携わっている場合は、それぞれの人工を合計。

【記載方法】従事者 2 人、労働力の割合がそれぞれ 3 割の場合 ⇒ 合計 0.6 人工(0.3 人工 + 0.3 人工)

評価結果

所属名	市長公室 危機管理課
事業名称	防災行政無線整備費

（１）一次評価（自主点検）で明らかとなった課題、今後の方向性（改善のアイデア）

項目	課題	改善のアイデア
機器の老朽化	防災行政無線は災害時に様々な情報を広く発信するほか、搜索願等、平常時としても活用されている。緊急的に使用ができるよう、定期点検や保守点検を行っており、柱、スピーカーの老朽化が問題となっている。	令和 6 年度実施設計委託の中で、機器の入れ替えや再配備等を検討していき、更新時に効率的に見直しができるようにする。

（２）追加で整理した課題、今後の方向性（改善のアイデア）

項目	課題	改善のアイデア
—	—	—

令和6年度 事業評価シート

所属名	市長公室 広報課
-----	----------

1. 基本情報

事業名称	CATV番組制作費	
実施根拠	船橋市事務分掌規則、広報マニュアル	
事業開始年月日	平成4年4月1日	
最終改正年月日	令和3年4月1日	
事業目的	市の施策等を映像としてテレビ番組で放映することで、市民に手軽でわかりやすく市の情報を届けるため。	
事業概要	市のイベント、施策や事業等をわかりやすく映像で紹介する番組を制作する。番組は15分、月2本制作（1日、15日更新）し、J:COMチャンネルで放送するほか、市公式YouTubeチャンネルで配信する。	
実施背景	平成2年3月5日に郵政省が推進している未来型コミュニケーションモデル都市構想（テレピア構想）のモデル都市指定を受け、平成4年4月1日に船橋ケーブルネットワークを開局し放送を開始した。	
経緯	平成4年度：放送開始、1日2回放送 平成9年度：20分番組、週1本（年間49本）・30分特番、年1本制作 平成10年度：30分特番廃止 平成13年度：15分番組、週1本（年間49本）制作 平成20年度：15分番組、週1本（年間52本）制作 平成26年1月：市ホームページ上に動画ファイルを掲載し、パソコンでの閲覧が可能となる 令和元年度：行革の検討過程で制作本数を見直し 15分番組、月2本（年間24本）制作 令和3年度：市全体の経費見直しにより、放送回数を変更 午後8時～放送をなくし、正午からのみ放送	
事業内容	対象者	内容（要件・単価・限度額・サービス内容など）
	全市民	
	関連人口	本市にルーツがある人、在勤・在学の人、何らかの関わりがある人（過去居住、勤務、滞在など）
	その他	観光客、移住を検討している人、市に興味がある人等

2. 事業実績

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
事業費 (単位：円)	当初予算額	14,967,000円	14,103,000円	14,103,000円	14,103,000円
	うち一般財源	14,967,000円	14,103,000円	14,103,000円	14,103,000円
	決算(見込)額	11,853,974円	14,102,704円	14,102,704円	14,102,704円
対象者数・件数など ((株)ジェイコム千葉提供データ)	全世帯	297,388	297,001	271,405	299,353
	CATV加入世帯	184,514	185,518	186,629	187,266
	加入率	62.0%	62.5%	68.8%	62.6%

3. 交付税、国・県補助の有無

	有無	(ありの場合) 名称・内容
交付税措置	なし	
国・県補助	なし	
(国・県補助への) 上乗せ・横出し	なし	

4. 業務量

繁忙期	通年				
業務頻度	月2回、年間24本制作				
人工		常勤職員	会計年度任用職員	再任用(フル)	再任用(短)
	人工	0.9人工			
	従事者数	3人			

※ 職員1人の労働力 = 1人工。当該事業の人工を記載。複数人が携わっている場合は、それぞれの人工を合計。

【記載方法】従事者2人、労働力の割合がそれぞれ3割の場合 ⇒ 合計0.6人工(0.3人工+0.3人工)

評価結果

所属名	市長公室 広報課
事業名称	CATV番組制作費

（１）一次評価（自主点検）で明らかとなった課題、今後の方向性（改善のアイデア）

項目	課題	改善のアイデア
事業の有効性	制作された番組はテレビ放送によって市政情報や地域活動を定期的に伝える唯一の手段であり、放送後はYouTubeでの配信等で活用している。 一方で近隣市ではテレビ放送から配信等に切り替えている市があり、視聴率が測定できない中、市民意識調査の結果では、当該番組を通じて市の情報を入手した割合が2.5%と低くなっている。	市役所のロビー、公共施設等で直近の作品や市の主催する事業との関係する過去の番組を配信する等、認知度の向上を図る。また、そのうえで番組制作本数等についても必要に応じて見直しの検討を行う。

（２）追加で整理した課題、今後の方向性（改善のアイデア）

項目	課題	改善のアイデア
—	—	—

令和 6 年度 事業評価シート

所属名	総務部 人事課人材育成室
-----	--------------

1. 基本情報

事業名称	自己研修費
実施根拠 (条例・規則・要綱等)	船橋市職員研修規程 職員自己研修支援要綱 自主研究グループ研修支援要領 船橋市職員資格取得支援助成金交付要綱
事業開始年月日	①自主研究グループ …昭和59年4月1日 ②職員資格取得支援助成金…平成25年4月1日
最終改正年月日	①自主研究グループ …令和5年4月1日 ②職員資格取得支援助成金…令和6年4月1日
事業目的	①自主研究グループ 所属を超えた横断的な交流の中で職員相互の自己啓発意欲を高め、組織全体の活性化を図ること、また、職員の資質の底上げをもって市政に資することを目的とする。 ②職員資格取得支援助成金 職員の自己啓発意欲を高めるとともに、職員の資質の向上及、公務の円滑な執行と質の向上及び人材の育成を図ることを目的とする。
事業概要	①自主研究グループ 3人以上の職員が、勤務時間外に、市政課題、市の施策に反映できる事項、業務上必要とされる事項等について、定期的、継続的に自主的研究活動を行う「自主研究グループ」に対し、研修室や備品、図書等の貸出、活動に係る費用の一部を助成する等の支援を行うもの。 ②職員資格取得支援助成金 職員が指定された資格を取得した際に、資格取得に要する費用の一部を助成するもの。
実施背景	①自主研究グループ 1980年代頃より、全国的に自治体職員の「自主研究活動」や「自主研修活動」の気運が高まり、当市においても例にもれず支援制度を開始したものと思われる。 ②職員資格取得支援助成金 技術管理課より、自己啓発に意欲的な技術系職員に対し、何か市として「応援」ができないかとの相談を受け、職員の資格取得に係る助成を開始した。
経緯	②職員資格取得支援助成金 【H25年度】助成額：受験料等の「2分の1」 1万円を限度 回数：年度で2回まで 【H27年度】助成額：受験料等の「3分の2」 1万円を限度 回数：年度で2回まで 対象資格を42とした。 【H31年度】助成回数を年度で2回までから1回までに変更 【H28年度】助対象資格を95とした。※千葉市の要綱を参考に見直し 【R6年度】助対象資格を105とした。※IT・情報関連資格を追加

事業内容	対象者	内容（要件・単価・限度額・サービス内容など）
	①自主研究グループ	
	常勤職員	研修室や備品、図書等の貸出、活動に係る費用の一部助成※を行う。 ※次に掲げる費用の合計額の2分の1に相当する額。 （ただし、その額が5万円を超えるときは、5万円とする。） ・教材、資料等の購入費及び印刷製本費 ・講師謝礼等の報償費及び講演会等の出席費用
	②資格取得支援助成金	
	常勤職員	資格取得に要する費用の一部を助成※するもの。 （年度で1回まで） ※試験を受験し合格することにより資格取得した場合や 講習を受講することにより資格取得した場合 （受講内容の一部に修了考査等がある場合を含む） →受験料等の3分の2に相当する額。 （ただし、その額が1万円を超えるときは、1万円とする。）

2. 事業実績

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
事業費 (単位：円)	当初予算額	170,000円	170,000円	170,000円	200,000円
	うち一般財源	170,000円	170,000円	170,000円	200,000円
	決算(見込)額	88,800円	221,840円	254,334円	121,500円
対象者数・件数など	①自主研究グループ				
	登録数	1グループ	2グループ	3グループ	3グループ
	活動費助成件数	0件	1件	1件	0件
	決算額	0円	16,340円	21,434円	0円
	②資格取得助成金				
	助成件数	20件	40件	39件	24件
	決算(見込)額	88,800円	205,500円	232,900円	121,500円

3. 交付税、国・県補助の有無

	有無	(ありの場合) 名称・内容
交付税措置	なし	
国・県補助	なし	
(国・県補助への) 上乗せ・横出し	なし	

4. 業務量

繁忙期	年度初め、年度末				
業務頻度	申請を受けたら随時				
人工		常勤職員	会計年度任用職員	再任用(フル)	再任用(短)
	人工	0.1人工	0.1人工		
	従事者数	2人	1人		

※ 職員1人の労働力 = 1人工。当該事業の人工を記載。複数人が携わっている場合は、それぞれの人工を合計。

【記載方法】従事者2人、労働力の割合がそれぞれ3割の場合 ⇒ 合計0.6人工(0.3人工 + 0.3人工)

評価結果

所属名	総務部 人事課人材育成室
事業名称	自己研修費

(1) 一次評価（自主点検）で明らかとなった課題、今後の方向性（改善のアイデア）

項目	課題	改善のアイデア
自主研究グループ研修の活性化	自主研修グループ研修については、職員で構成するグループが市政課題や業務上必要とされる事項について、自主的に研究活動を行うことで自己啓発意欲の向上を図っているところであるが、近年登録グループ数が少なく、補助実績も低下してきている。	自主研究グループの活動活性化を図るため、活動状況に即した支援をしていくとともに、新規グループの登録を促すため、グループの活動状況等について全職員に共有できるよう、周知方法の検討をしていく。
資格取得支援の効果	・職員の資格取得支援としての助成金交付については、公務遂行に必要な能力の取得や自己研修に対する動機付けを目的としており、助成を受けた職員の一定数は、支援の結果として取得した資格をなんらかの形で業務に活かしていることが確認できた。 ・一方で、公務に活かしにくいと考えられる対象資格がある。	職員の公務遂行能力の向上を図るという観点から、対象資格の見直しを検討するとともに、技術・専門的な資格について対象となっていないものもあることから、新たに追加する必要があるかについても検討する。

(2) 追加で整理した課題、今後の方向性（改善のアイデア）

項目	課題	改善のアイデア
—	—	—

令和 6 年度 事業評価シート

所属名	総務部 人事課人材育成室
-----	--------------

1. 基本情報

事業名称	基本研修費	
実施根拠	地方公務員法、船橋市職員研修規程、船橋市職員研修計画	
事業開始年月日	昭和37年度	
最終改正年月日	令和6年度 ※毎年度「船橋市職員研修計画」を策定し、当該計画に基づき実施	
事業目的	船橋市職員研修規程により、職員の研修に関し、必要事項を定めている。人材育成室の研修として、基本・特別・派遣を定め、基本研修については、職務の階級に応じ、それぞれ必要な知識、技能等の習得のために行うこととしている。	
事業概要	市では、人材育成基本方針を策定しており、その中で目指すべき4つの職員像を掲げている。また、各階層に求められる職員像並び能力についても示しており、それらを職員が身に付けられるよう基本研修を行っている。	
実施背景	地方公務員法第39条の規定に基づき実施。	
経緯	平成8年に職員研修規程を改正。人材育成室研修の1つとして位置づけ。	
事業内容	対象者	内容（要件・単価・限度額・サービス内容など）
	主事・主任級職員	新規採用職員研修、採用2年目研修、採用3年目研修、主任研修など
	監督職	新任リーダー研修、2年目リーダー研修、人事評価研修など
	管理職	新任課長補佐等研修、課長研修、人事評価研修など
	その他	チューター研修、60歳からの働き方研修など

2. 事業実績

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
事業費 (単位：円)	当初予算額	5,256,000円	5,032,000円	5,178,000円	5,772,000円
	うち一般財源	5,256,000円	5,032,000円	5,178,000円	5,772,000円
	決算(見込)額	3,288,482円	4,437,530円	4,901,353円	5,652,512円
対象者数・件数など	研修数 (研修計画上)	13	14	13	13

3. 交付税、国・県補助の有無

	有無	(ありの場合) 名称・内容
交付税措置	なし	
国・県補助	なし	
(国・県補助への) 上乗せ・横出し	なし	

4. 業務量

繁忙期	4月、10月～11月、3月				
業務頻度	通年				
人工		常勤職員	会計年度任用職員	再任用(フル)	再任用(短)
	人工	1.0人工	0.5人工		
	従事者数	2人	2人		

※ 職員1人の労働力 = 1人工。当該事業の人工を記載。複数人が携わっている場合は、それぞれの人工を合計。

【記載方法】従事者2人、労働力の割合がそれぞれ3割の場合 ⇒ 合計0.6人工(0.3人工+0.3人工)

評価結果

所属名	総務部 人事課人材育成室
事業名称	基本研修費

(1) 一次評価（自主点検）で明らかとなった課題、今後の方向性（改善のアイデア）

項目	課題	改善のアイデア
人材育成等	本市においては、毎年一定程度の離職者数が出ておりその多くが若年層である。 また、職員採用についても、国・県・特別区・近隣自治体が応募者数を増やしていることもあり、試験合格後に内定を辞退する者が増加している。民間企業等を含めて人材獲得競争が活発になっており、市が求める人材を確保することが年々難しい状況となっている。	市職員として持つべき、階級に応じた基本的な資質・能力の向上を図るため、研修ニーズの把握や研修内容の検討を行う。
育成機会の減少	市職員の構成比については、団塊の世代の退職や積極的な採用活動等により直近10年間で30代以下の若い世代の職員比率が上昇している。一方で、中堅層やその上のベテラン層の職員数が減少している。ベテラン職員が少なくなってきたことで、所属においては、今後、職場内研修（OJT）が十分に行えないことも考えられる。	職場内研修（OJT）については、職場外研修（OFF-JT）では学ぶことができない業務上必要な知識の習得や仕事に必要なコミュニケーション力の向上等を図ることが出来ることから、各職場において効果的なOJTが行えるよう、研修内容の検討を行う。

(2) 追加で整理した課題、今後の方向性（改善のアイデア）

項目	課題	改善のアイデア
—	—	—

令和6年度 事業評価シート

所属名	総務部 人事課人材育成室
-----	--------------

1. 基本情報

事業名称	特別研修費	
実施根拠	地方公務員法、船橋市職員研修規程、船橋市職員研修計画	
事業開始年月日	昭和37年度	
最終改正年月日	令和6年度 ※毎年度「船橋市職員研修計画」を策定し、当該計画に基づき実施	
事業目的	職員が、職務の級を問わず、職務を遂行するうえで必要とされる知識、技術等を研修を通じて習得することを目的とする。	
事業概要	職員が、職務を遂行するうえで必要とされる専門的かつ高度な知識、技術等についての「目的別」の研修を実施する。 ①職員自らが希望・選択できる公募型の研修と、②指名型（一部）の研修がある。	
実施背景	地方公務員法第39条の規定に基づき実施。	
経緯	昭和56年に「船橋市職員研修規程」制定時の特別研修の定義は、「職員が現についている職務を遂行するにあたって特別に必要な専門的知識、技能等を修得させることを目的として行う」研修。 現在の「船橋市職員研修規程」における定義は、「職務の級を問わず、必要な知識、技能等の習得のために行う」研修。	
事業内容	対象者	内容（要件・単価・限度額・サービス内容など）
	全職員	OA研修、普通救命講習、行政実務講座 など
	主事・主任級職員	法律基礎研修、文章作成能力向上研修 など
	管理・監督職員	イクボス研修、ハラスメント防止研修 など

2. 事業実績

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
事業費 (単位：円)	当初予算額	2,867,000円	2,897,000円	2,727,000円	2,723,000円
	うち一般財源	2,867,000円	2,897,000円	2,727,000円	2,723,000円
	決算(見込)額	1,223,914円	2,206,956円	2,224,456円	2,834,752円
対象者数・件数など	研修数 (研修計画上)	18	22	20	21

3. 交付税、国・県補助の有無

	有無	(ありの場合) 名称・内容
交付税措置	なし	
国・県補助	なし	
(国・県補助への) 上乗せ・横出し	なし	

4. 業務量

繁忙期	通年				
業務頻度	通年				
人工		常勤職員	会計年度任用職員	再任用(フル)	再任用(短)
	人工	0.8人工	0.5人工		
	従事者数	2人	1人		

※ 職員1人の労働力 = 1人工。当該事業の人工を記載。複数人が携わっている場合は、それぞれの人工を合計。

【記載方法】従事者2人、労働力の割合がそれぞれ3割の場合 ⇒ 合計0.6人工(0.3人工 + 0.3人工)

評価結果

所属名	総務部 人事課人材育成室
事業名称	特別研修費

(1) 一次評価（自主点検）で明らかとなった課題、今後の方向性（改善のアイデア）

項目	課題	改善のアイデア
人材育成等	本市においては、毎年一定程度の離職者数が出ておりその多くが若年層である。 また、職員採用についても、国・県・特別区・近隣自治体が応募者数を増やしていることもあり、試験合格後に内定を辞退する者が増加している。民間企業等を含めて人材獲得競争が活発になっており、市が求める人材を確保することが年々難しい状況となっている。	・市の業務全体の中で、こういった知識や技術等が職員に求められているかを整理する。整理をしたうえで、職員個々の能力をどのように向上させていくべきか、そのためにはこういった研修が必要かについて、他自治体の取組等を研究し、必要なものがあれば取り入れいく。
行政課題への対応	行政課題の複雑化・多様化にともない、職務の遂行に様々な知識や技能が求められるため、計画的に専門的な知識を習得できる機会を提供する必要がある。	・特別研修については、職員自らが研修を希望・選択できる公募型も多いことから、職員が自主的に学びたいと思えるような研修の検討を行う。

(2) 追加で整理した課題、今後の方向性（改善のアイデア）

項目	課題	改善のアイデア
—	—	—

令和 6 年度 事業評価シート

所属名	市民生活部 市民協働課
-----	-------------

1. 基本情報

事業名称	市民協働推進費（市民力発見サイト）
実施根拠	ふなばし市民力発見サイトの設置及び運営に関する要綱
事業開始年月日	平成19年 1 月
最終改正年月日	令和5年4月 1 日
事業目的	市民活動団体及び市内で様々な技能や知識を持ち公益的な活動を行う個人についての情報を集約し、広く発信することにより、市内における市民力の活性化を目指す。
事業概要	船橋市内で活動する様々な市民力を持つ団体や個人に関する情報を収集・蓄積したポータルサイト「ふなばし市民力発見サイト」の管理・運営を行っている。 当サイトでは、アカウントを持つ団体・個人がイベントの開催周知、ボランティア・会員募集、活動レポート等の記事を掲載している。 その他、市からのお知らせとして、市民活動団体向けの助成金情報等を掲載している。
実施背景	市民協働の推進により市民主体のまちづくりを進めていくため、市民活動に関する情報を市民や市民団体、行政など多様な主体が共有することによって、市民の意識啓発を図り、市民活動への市民参加を促進していく必要がある。そこで、インターネット上において市民活動団体などの情報を収集・発信し、必要な人が必要な時に、容易に情報が得られる「ふなばし市民活動情報ネット」をH19から運用開始した。
経緯	H19.1 ふなばし市民活動情報ネット開設（団体） 市民活動団体が情報発信を行うサイト H23.10 ふなばし市民活動情報ネットリニューアル（団体） 市民活動サポートセンターのHPとしてデザインを一新 H27.3末 ふなばし市民力発見サイト開設（個人） 知識・技能・技術等をもつ個人が情報発信を行うサイト H27.10 ふなばし市民力発見サイトへ市民活動情報ネット統合（個人+団体） H29.3 ふなばし市民力発見サイトリニューアル アカウントロック機能追加、MicroSoftEdgeへの対応等を実施 R4.11 ふなばし市民力発見サイトリニューアル マルチデバイス対応や常時SSL化等のセキュリティ対策等を実施

事業内容	対象者	内容（要件・単価・限度額・サービス内容など）
	情報発信会員（団体・個人）	取得しているアカウントで以下 7 種の情報をサイト上に掲載することが可能 ①団体プロフィール ②活動レポート ③イベント・催し物情報 ④会員募集情報 ⑤こんなことができます情報 ⑥ボランティア募集情報 ⑦ブログ
	市民活動サポートセンター登録団体 町会自治会等 地区社会福祉協議会 庁内各課	市民のまちづくりの参加促進を目的として、市民活動団体等のボランティア募集情報をサイトに集約する市民活動ボランティアスタートアップを実施。 サイト上に掲載されたボランティア活動（証明書対象事業に限る）に参加した市民のうち、活動報告書を提出した方には「ボランティア活動証明書」を市が発行する。

2. 事業実績

		令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
事業費 (単位：円)	当初予算額	2,057,000円	2,372,000円	1,926,000円	1,584,000円
	うち一般財源	2,057,000円	2,372,000円	1,926,000円	1,584,000円
	決算(見込)額	2,057,000円	2,571,800円	1,782,000円	1,584,000円
対象者数・件数など	情報発信会員 (団体)	565	561	561	544
	情報発信会員 (個人)	40	38	32	27
	サイトアクセス数	14311	19376	15258	24030

3. 交付税、国・県補助の有無

	有無	(ありの場合) 名称・内容
交付税措置	なし	
国・県補助	なし	
(国・県補助への) 上乗せ・横出し	なし	

4. 業務量

繁忙期	3月				
業務頻度	週 5				
人工		常勤職員	会計年度任用職員	再任用(フル)	再任用(短)
	人工		1.0人工		
	従事者数		1人		

※ 職員 1 人の労働力 = 1 人工。当該事業の人工を記載。複数人が携わっている場合は、それぞれの人工を合計。

【記載方法】従事者 2 人、労働力の割合がそれぞれ 3 割の場合 ⇒ 合計 0.6 人工 (0.3 人工 + 0.3 人工)

評価結果

所属名	市民生活部 市民協働課
事業名称	市民協働推進費（ふなばし市民力発見サイト）

（１）一次評価（自主点検）で明らかとなった課題、今後の方向性（改善のアイデア）

項目	課題	改善のアイデア
サイトの活性化	・住民主体のまちづくり推進の必要性が高まっている中、スマートフォンの普及やコロナ禍を経てインターネット上での情報発信の重要性は高まっており、サイトリニューアルを通じて各種SNSサービスとの連動を図るなど改善を行ってきた。 ・一方で、サイトへのアクセス数は概ね横ばいで推移しており、活性化を図る必要がある。	・案内やシステム面でのサポートを行った上で、長期間更新が行われていない掲載情報については削除することや、他の所管において把握しているボランティア情報を集約化すること等を検討し、さらなる利用促進を図る。 ・より効果的な情報発信をするために必要な内容について、情報を掲載している団体・個人（情報発信会員）等の意見を把握し、掲載情報の見直し検討を行う。

（２）追加で整理した課題、今後の方向性（改善のアイデア）

項目	課題	改善のアイデア
—	—	—

令和 6 年度 事業評価シート

所属名	健康福祉局福祉サービス部 障害福祉課
-----	--------------------

1. 基本情報

事業名称	精神障害者入院医療扶助費		
実施根拠	船橋市精神障害者入院医療費の助成に関する条例・船橋市精神障害者入院医療費の助成に関する条例施行規則		
事業開始年月日	昭和 5 5 年 4 月 1 日		
最終改正年月日	令和 5 年 4 月 1 日		
事業目的	精神障害者が精神障害により医療機関に入院し医療に要した費用の一部を助成することにより、精神障害者の福祉の増進に資することを目的とする。		
事業概要	市内に住民登録があり、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者が、精神障害により入院した場合に、保険診療による自己負担額（上限額16,000円／月）を助成する。		
実施背景	昭和 5 5 年に重度心身障害者医療費助成制度が新設されたが、精神障害は同制度の対象外であったため精神障害の治療にかかる入院費を市負担で助成するため新設された。		
経緯	昭和 5 5 年 4 月 1 日 条例施行 助成金額は13,000円 平成 7 年 4 月 1 日 助成金額を16,000円へ改正 令和 2 年 8 月 1 日 精神障害者保健福祉手帳 1 級所持者（6 5 歳未満までに取得者）が重度心身障害者医療費助成制度の対象となる。 令和 3 年 4 月 1 日 助成の要件に精神障害者保健福祉手帳の交付を受けていることを追加		
事業内容	対象者	内容（要件・単価・限度額・サービス内容など）	
	精神障害者手帳交付者	市内に住民登録、上限16,000円／月	

2. 事業実績

		令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
事業費 (単位：円)	当初予算額	60,979,000円	48,628,000円	30,649,000円	28,302,000円
	うち一般財源	60,979,000円	48,628,000円	30,649,000円	28,302,000円
	決算(見込)額	52,872,020円	35,398,070円	30,631,440円	28,441,510円
対象者数・件数など	助成対象者	429	290	227	197

3. 交付税、国・県補助の有無

	有無	(ありの場合) 名称・内容
交付税措置	なし	
国・県補助	なし	
(国・県補助への) 上乘せ・横出し	なし	

4. 業務量

繁忙期	通年				
業務頻度	毎月締め				
人工		常勤職員	会計年度任用職員	再任用(フル)	再任用(短)
	人工	0.3人工	0.0人工	0.0人工	0.0人工
	従事者数	2人	0人	0人	0人

※ 職員 1 人の労働力 = 1 人工。当該事業の人工を記載。複数人が携わっている場合は、それぞれの人工を合計。

【記載方法】従事者 2 人、労働力の割合がそれぞれ 3 割の場合 ⇒ 合計 0. 6 人工(0. 3 人工 + 0. 3 人工)

評価結果

所属名	健康福祉局福祉サービス部 障害福祉課
事業名称	精神障害者入院医療扶助費

（１）一次評価（自主点検）で明らかとなった課題、今後の方向性（改善のアイデア）

項目	課題	改善のアイデア
背景の変化	・令和2年より重度心身障害者医療費助成制度の対象が拡充され精神障害者保健福祉手帳1級が制度の対象となったことで、本事業の助成対象者は近年大きく減少している。	・近年の動向を踏まえて、他市の状況を調査するなど、改めて同制度の位置づけを整理し、必要に応じ助成のありかたを検討する。

（２）追加で整理した課題、今後の方向性（改善のアイデア）

項目	課題	改善のアイデア
—	—	—

令和6年度 事業評価シート

所属名	健康福祉局高齢者福祉部 高齢者福祉課
-----	--------------------

1. 基本情報

事業名称	ファミリーサポートセンター事業費	
実施根拠 (条例・規則・要綱等)	船橋市ファミリー・サポート・センター事業（介護）実施要綱	
事業開始年月日	平成12年10月1日	
最終改正年月日	平成24年7月9日	
事業目的	介護の援助を行いたい者及び介護の援助を受けたい者によってファミリー・サポート・センターを組織することで、仕事と介護の両立のための環境整備を図ることを目的とする。	
事業概要	利用会員と協力会員とを組織的に結び、協力会員が食事作り、買い物、洗濯等軽度な援助を行うことにより、利用会員を支援している。 [援助内容] ○食事の準備・調理・後片付け・一緒に食事 ○買い物や通院等の外出の付き添い（※身体介護が必要な者への付き添いはできない） ○高齢者の部屋の掃除や洗濯（※大掃除・窓ふき等はいできない） ○病院などにおける簡単な援助（洗濯・買い物・配膳等） ○高齢者の話し相手又は安否確認 ※身体介護・医療関連行為・金銭管理、専門性を必要とする援助は行うことはできない。 [援助できる時間帯] 午前6時～午後10時 [利用料] 月～金の午前6時～午後10時 1時間750円 土・日・祝休日及び年末年始 1時間960円	
実施背景	平成12年に国が定めた介護予防・地域支え合い事業の補助事業として実施。ファミリー・サポート・センターを設置し、福祉サービス公社へ事務委託。地域支援事業の実施に伴い、平成17年に一般財源となる。	
経緯	○平成12年10月1日 施行 ○平成24年4月1日 一部改正 ⇒ 運営の委託について、サービス公社に委託「する」規定から「できる」規定に改正 ○平成24年7月9日 一部改正 ⇒ 外国人登録法の廃止等に伴う改正 ※平成15年までは月～金の午後10時～午前6時に1時間960円で派遣業務を行っていたが、対応できる協力会員、派遣の要望ともに少ないこと等から、上記時間帯の派遣を終了した。	
事業内容	対象者	内容（要件・単価・限度額・サービス内容など）
	利用会員	市内在住の高齢者または高齢者を介護している者
	遠隔地会員	市内在住の高齢者を介護している市外の者
	協力会員	心身ともに健康で市内在住の20歳以上の者（センターが指定する研修を受講した者）

2. 事業実績

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
事業費 (単位：円)	当初予算額	10,968,000円	10,970,000円	10,970,000円	10,667,000円
	うち一般財源	10,968,000円	10,970,000円	10,970,000円	10,667,000円
	決算(見込)額	10,003,099円	10,109,292円	10,420,170円	10,309,181円
対象者数・件数など	年度末会員数	889人	897人	772人	734人
	うち協力会員数	173人	156人	175人	165人
	うち両方会員数	3人	3人	5人	4人
	うち利用会員数	713人	738人	592人	565人
	利用件数	2,023件	1,552件	1,213件	1,544件

3. 交付税、国・県補助の有無

	有無	(ありの場合) 名称・内容
交付税措置	なし	
国・県補助	なし	
(国・県補助への) 上乗せ・横出し	なし	

4. 業務量

繁忙期					
業務頻度	月平均申請数10件ほど				
人工		常勤職員	会計年度任用職員	再任用(フル)	再任用(短)
	人工	0.1人工			
	従事者数	2人			

※ 職員1人の労働力 = 1人工。当該事業の人工を記載。複数人が携わっている場合は、それぞれの人工を合計。

【記載方法】従事者2人、労働力の割合がそれぞれ3割の場合 ⇒ 合計0.6人工(0.3人工 + 0.3人工)

評価結果

所属名	健康福祉局高齢者福祉部 高齢者福祉課
事業名称	ファミリーサポートセンター事業費

（１）一次評価（自主点検）で明らかとなった課題、今後の方向性（改善のアイデア）

項目	課題	改善のアイデア
ボランティアの確保	・現在、サポートを行う協力会員の確保は比較的で きているものの、援助可能日時、内容が限られる等 ボランティア意識の変化がみられる中で、将来的に 必要なサポートが継続できるよう、協力会員の確保 を図る必要がある。	・協力会員と利用会員とが適切にマッチングできるよ う、周知方法や入会要件の見直し検討を行う。

（２）追加で整理した課題、今後の方向性（改善のアイデア）

項目	課題	改善のアイデア
－	－	－

令和6年度 事業評価シート

所属名	健康福祉局高齢者福祉部 高齢者福祉課
-----	--------------------

1. 基本情報

事業名称	軽度生活援助事業費	
実施根拠	船橋市ひとり暮らし高齢者軽度生活援助員の派遣に関する規則	
事業開始年月日	平成12年4月1日	
最終改正年月日	令和5年4月1日	
事業目的	在宅のひとり暮らし高齢者に対し援助員を派遣し、日常生活上の軽易な援助を行うことにより、高齢者福祉の増進を図る。 また、介護保険制度における軽度の要支援・要介護認定者の訪問介護の利用条件等の制限が厳しくなったことにより、在宅でのサービスが量的に不足しており、生活周りの援助に対するニーズが高まっていることから、援助員を派遣することで自立した生活を支援する。	
事業概要	65歳以上のひとり暮らし高齢者等の居宅に援助員を派遣し、日常生活上の軽易な援助を行う。 [援助内容] 掃除、買い物、洗濯、食事の準備・簡単な調理、有価物の搬出など ※身体介護・医療関連行為・金銭管理に含まれる業務は対象外 [派遣できる日時] 週1回まで（原則1回1時間） 月～金（年末年始・祝休日は除く） 午前9時～午後5時 [利用料] 1時間400円（市民税非課税世帯は無料）	
実施背景	国が定めた介護予防・地域支え合い事業の補助事業として実施。地域支援事業の実施に伴い、平成17年に一般財源となる。	
経緯	○平成12年4月1日施行 ○平成14年10月2日一部改正 ・対象者の要件を緩和・・・市民税非課税世帯または生活保護世帯を削除 ・利用料の変更・・・無料→1時間400円 ただし、非課税世帯および生活保護世帯は無料 ○平成22年4月1日規則の変更はないが、最大利用回数を拡大（月2回から週1回） ○平成24年7月9日一部改正 ・「外国人登録原票」の文言の削除 ・様式から「性別」欄削除 ・「中国残留邦人等～」の法律による支援給付を受けている人を利用料無料対象に追加 ○平成26年10月1日一部改正 ・中国残留邦人等支援法の改正に伴う規定の整備 ○平成28年4月1日一部改正 ・行政不服審査法の施行に伴う規定の整備 ・現況届の規定、文言の整理 ○令和5年4月1日一部改正 ・教示文削除	
事業内容	対象者	内容（要件・単価・限度額・サービス内容など）
	65歳以上のひとり暮らし高齢者（介護認定のある40～64歳の者を含む）、または、高齢者のみ世帯	上記事業概要のとおり

2. 事業実績

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
事業費 (単位：円)	当初予算額	16,194,000円	15,191,000円	13,494,000円	13,201,000円
	うち一般財源	16,194,000円	15,191,000円	13,494,000円	13,201,000円
	決算(見込)額	13,473,279円	13,273,455円	12,093,868円	11,786,340円
対象者数・件数など	年度未援助員数	187人	176人	191人	215人
	年度未登録者数	1,222人	1,181人	1,146人	1,117人
	利用者数	446人	428人	388人	375人
	派遣回数	12,777回	12,415回	11,541回	11,306回
	うち有料利用	4,312回	4,077回	3,749回	3,686回
	延派遣時間	13,675時間	13,266時間	12,276時間	11,919時間

3. 交付税、国・県補助の有無

	有無	(ありの場合) 名称・内容
交付税措置	なし	
国・県補助	なし	
(国・県補助への) 上乗せ・横出し	なし	

4. 業務量

繁忙期					
業務頻度	月平均申請数10件ほど				
人工		常勤職員	会計年度任用職員	再任用(フル)	再任用(短)
	人工	0.1人工	0.1人工		
	従事者数	2人	1人		

※ 職員1人の労働力 = 1人工。当該事業の人工を記載。複数人が携わっている場合は、それぞれの人工を合計。

【記載方法】従事者2人、労働力の割合がそれぞれ3割の場合 ⇒ 合計0.6人工(0.3人工 + 0.3人工)

評価結果

所属名	健康福祉局高齢者福祉部 高齢者福祉課
事業名称	軽度生活援助事業費

(1) 一次評価（自主点検）で明らかとなった課題、今後の方向性（改善のアイデア）

項目	課題	改善のアイデア
ボランティアの確保	・これまで当該事業は援助員をボランティアに担ってもらうことにより幅広い対象に対してサービスを提供してきた。現在では定年延長等により働きつづける人が増えており、担い手が減少している。また、登録年数も短くなっている。 ・ボランティアに担ってもらう生活援助の事業としては、生活・介護支援サポーター事業とファミリー・サポート・センター事業と類似している。 ・利用者本人が就労しており、利用希望日が限定されるなど担い手のボランティア意欲を損なうミスマッチが生じてしまっている。	ボランティアの確保が難しくなっている状況を踏まえ、対象要件等を含め見直しの検討を行う。

(2) 追加で整理した課題、今後の方向性（改善のアイデア）

項目	課題	改善のアイデア
—	—	—

令和6年度 事業評価シート

所属名	健康福祉局高齢者福祉部 高齢者福祉課
-----	--------------------

1. 基本情報

事業名称	生活・介護支援サポーター事業費
実施根拠 (条例・規則・要綱等)	船橋市生活・介護支援サポーター事業実施要綱 船橋市生活・介護支援サポーター事業実施要領
事業開始年月日	平成22年4月1日
最終改正年月日	令和5年4月1日
事業目的	ボランティアをする意思のある高齢者や団塊の世代などを対象として質の高い生活・介護支援サポーターを養成し、在宅の高齢者宅や介護施設に派遣する仕組みを構築するとともに、地域や介護現場における人材不足の解消を側面から支援することにより高齢者福祉の増進に資することを目的とする。
事業概要	①養成 60歳以上の者を対象に研修を実施し、修了後は修了証書を発行し、生活・介護支援サポーターとして登録する。 ②派遣 (1) 65歳以上の在宅高齢者宅 介護が必要な高齢者の自宅へサポーターを派遣し、高齢者支援を目的とした介護保険を補完する生活援助（洗濯、食器洗い、ゴミ出し等）を行う。また、身体介護・医療関連行為、専門的な知識や技術を必要とする作業、金銭管理等は行わない。 (2) 介護施設 特別養護老人ホームや介護老人保健施設等にサポーターを派遣し、介護従事者の業務を補完する環境整備（洗濯・清掃等）を行う。 [利用料]1時間につき500円（以降30分ごとに250円）
実施背景	国が定めた生活・介護支援サポーター養成事業実施要綱により実施。千葉県地域支え合い体制づくり事業市町村補助金の補助事業であったが、平成25年に廃止となり、一般財源となる。
経緯	○平成22年4月1日 施行 ○平成24年7月9日 一部改正 ⇒外国人登録法の廃止等に伴う改正、根拠法令の条ずれの整備 ○平成28年4月1日 一部改正 ⇒介護保険法の根拠法令の項ずれに伴う文言整備 ○平成28年12月1日 一部改正 ⇒介護保険法の根拠法令の項ずれにともなう附則の文言整備 ○平成29年1月1日 一部改正 ⇒市外在住の者を市長が認める場合において介護サポーターとして認める ○平成29年9月1日 一部改正 ⇒申請書の性別記入欄を削除 ○令和5年4月1日 一部改正 ⇒申請書式変更（署名欄の廃止） 船橋市生活・介護支援サポーター事業実施要領 ○平成22年4月1日 施行 [養成事業について] 養成事業は、平成22年度は「介護保険事業費補助金」として国庫補助を受け、平成23・24年度は県の「地域支え合い体制づくり事業」の対象事業として実施し、補助金が交付された。平成25年度以降は補助を受けていない。

事業内容	対象者	内容（要件・単価・限度額・サービス内容など）
	①養成：60歳以上の方	上記事業概要のとおり
	②派遣： （1）介護が必要な在宅である65歳以上の方 （2）市内にある介護保険施設等の運営事業者	上記事業概要のとおり

2. 事業実績

		令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
事業費 (単位：円)	当初予算額	4,472,000円	4,539,000円	3,967,000円	4,075,000円
	うち一般財源	4,472,000円	4,539,000円	3,967,000円	4,075,000円
	決算(見込)額	4,024,590円	4,374,311円	3,707,917円	3,671,376円
対象者数・件数など	サポーター養成人数	0人	15人	19人	14人
	サポーター年度末登録者数	303人	286人	262人	253人
	高齢者宅派遣				
	年度末登録者数	563人	547人	536人	512人
	派遣延世帯数	687世帯	598世帯	540世帯	501世帯
	派遣回数	2,048回	1,763回	1,636回	1,411回
	延派遣時間	2,465.5時間	2,196時間	1,956.5時間	1,704時間
	施設派遣				
	年度末登録施設数	10施設	10施設	10施設	10施設
	派遣延施設数	31施設	30施設	50施設	60施設
	派遣回数	1,010回	1,025回	1,452回	1,947回
	延派遣時間	2,607時間	2,689.5時間	3,725.5時間	4,898時間

3. 交付税、国・県補助の有無

	有無	(ありの場合) 名称・内容
交付税措置	なし	
国・県補助	なし	
(国・県補助への) 上乗せ・横出し	なし	

4. 業務量

繁忙期					
業務頻度	月平均申請数10件ほど				
人工		常勤職員	会計年度任用職員	再任用(フル)	再任用(短)
	人工	0.1人工			
	従事者数	2人			

※ 職員1人の労働力 = 1人工。当該事業の人工を記載。複数人が携わっている場合は、それぞれの人工を合計。

【記載方法】従事者2人、労働力の割合がそれぞれ3割の場合 ⇒ 合計0.6人工(0.3人工 + 0.3人工)

評価結果

所属名	健康福祉局高齢者福祉部 高齢者福祉課
事業名称	生活・介護支援サポーター事業費

(1) 一次評価（自主点検）で明らかとなった課題、今後の方向性（改善のアイデア）

項目	課題	改善のアイデア
ボランティアの確保	・制度発足当初は退職直後の団塊の世代を主な対象として養成し担い手としてきた。しかし、現在では団塊の世代自体が後期高齢者となっており、新たに60歳以上となる人は定年延長等により働きつづける人が増えているため、担い手が減少している。 ・一方、支援を受ける65歳以上の高齢者は増加しているため、支援の申し込みがあっても派遣までに1か月以上要するなど待機が発生している。 ・また、介護従事者を補完する目的で質の高い対応ができるよう4日間にわたる研修を実施しているが、援助内容が同居人で対応できる援助や利用者本人が就労しており、利用希望日が限定されるなど、担い手のボランティア意欲を損なうミスマッチが生じてしまっている。	生活・介護支援サポーターの担い手に留意し、派遣利用者の要件等を含め見直しの検討を行う。

(2) 追加で整理した課題、今後の方向性（改善のアイデア）

項目	課題	改善のアイデア
—	—	—

令和6年度 事業評価シート

所属名	健康福祉局高齢者福祉部 高齢者福祉課
-----	--------------------

1. 基本情報

事業名称	いきいき同窓会交流事業補助金	
実施根拠	船橋市いきいき同窓会交流事業補助金交付要綱	
事業開始年月日	平成2年4月1日	
最終改正年月日	平成23年4月1日	
事業目的	船橋市いきいき同窓会の活動に対し補助金を交付し、会員の交流や仲間づくりを支援することにより、高齢者の生きがいづくりに寄与するもの。	
事業概要	予算の範囲内で、いきいき同窓会の補助対象事業（健康増進活動事業、文化活動事業、広報活動事業）に係る経費のうち、補助対象となる経費の1/2を補助する。	
実施背景	1984年（昭和59年）に老人大学修了生全員が、同窓会員になることを原則とし、各期・各学科のクラスを基礎として組織され、会員相互の親睦・心身の健康等を通じて、生きがいのある生活の向上を図り、地域社会に寄与することを目的に老人大学同窓会として発足。その後、平成17年度に、統合されたふなばし市民大学校いきいき学部修了生を受け入れるため、「いきいき同窓会」と改称。いきいき同窓会（老人大学同窓会）の活動は、高齢者の生きがいづくりや社会参加に繋がるものであることから、市はいきがい対策事業として平成2年度より補助金を交付している。	
経緯	平成21年12月に「船橋市特定団体への補助金の交付に関する基準」に沿って適正化を図るものとされ、本補助金を運営費補助から公益性の高い事業を補助対象とする事業費補助に見直し、補助金の対象経費、補助率、限度額や算出方法を規定するため、平成22年度に「船橋市いきいき同窓会交流事業補助金交付要綱」を新たに制定し、現在に至る。	
事業内容	対象者	内容（要件・単価・限度額・サービス内容など）
	船橋市いきいき同窓会	補助対象事業に係る経費のうち、補助対象経費の1/2を補助

2. 事業実績

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
事業費 (単位：円)	当初予算額	900,000円	900,000円	900,000円	900,000円
	うち一般財源	900,000円	900,000円	900,000円	900,000円
	決算(見込)額	377,700円	593,100円	900,000円	900,000円
対象者数・件数など	会員数	1,294	986	874	761

3. 交付税、国・県補助の有無

	有無	(ありの場合) 名称・内容
交付税措置	なし	
国・県補助	なし	
(国・県補助への) 上乗せ・横出し	なし	

4. 業務量

繁忙期	4月				
業務頻度	年1回				
人工		常勤職員	会計年度任用職員	再任用(フル)	再任用(短)
	人工	0.2人工			
	従事者数	1人			

※ 職員1人の労働力 = 1人工。当該事業の人工を記載。複数人が携わっている場合は、それぞれの人工を合計。

【記載方法】 従事者2人、労働力の割合がそれぞれ3割の場合 ⇒ 合計0.6人工(0.3人工+0.3人工)

評価結果

所属名	健康福祉局高齢者福祉部 高齢者福祉課
事業名称	いきいき同窓会交流事業補助金

（１）一次評価（自主点検）で明らかとなった課題、今後の方向性（改善のアイデア）

項目	課題	改善のアイデア
事業の継続性	補助対象である会の会員数が年々減少しており、将来的に各活動を通じた交流や地域社会への寄与が難しくなるおそれがある。	・現在、会自ら会員以外にも広く呼びかけを行い地域との交流を図るなど活動を広げているほか、会費の見直しを実施するなど、各活動の継続に向けて改善を図っている。市は会の活動意向を確認しつつ、事業の目的に沿う活動については補助金の交付や後援等を行っていく。

（２）追加で整理した課題、今後の方向性（改善のアイデア）

項目	課題	改善のアイデア
—	—	—

令和6年度 事業評価シート

所属名	健康福祉局高齢者福祉部 地域包括ケア推進課
-----	-----------------------

1. 基本情報

事業名称	SOSネットワーク事業費
実施根拠	船橋市SOSネットワーク実施要綱
事業開始年月日	平成10年4月1日
最終改正年月日	令和3年4月1日（所管課変更）
事業目的	認知症状で行方不明となった際、SOSネットワーク登録機関をはじめ情報メールやアプリをとおし広く市民に案内し、協力いただくことで、早期発見・保護を図り、行方不明高齢者の事故を抑制することを目的とする。
事業概要	認知症高齢者が行方不明になった際に、家族等が警察署に捜索願を行うとともに、船橋市SOSネットワークの利用を依頼すると、自治会・民生委員等の各登録関係機関にFAXで情報を一斉送信し、発見・保護を依頼する。個別希望にてふなばし情報メール、みまもりあいアプリでの配信も実施し登録者の市民にも発見の協力依頼を行う。
実施背景	高齢社会に伴う認知症高齢者の増加から、認知症による行方不明者数も増加し、また行方不明から発見までの期間が長いことが発見時の死亡と関連しているというデータもある。警察だけでは早期に発見し事故を防ぐことは困難であり、幅広い立場の市民、団体が参加するネットワークを育て、安心して外出できる地域と自宅に無事に帰れるようなまちづくりが求められている。 千葉県でも千葉県徘徊SOSネットワーク広域連絡調整事務取扱例にて、県内市町村が、徘徊等により行方不明となった認知症の人及び認知症の疑いがある人の捜索協力依頼、又は身元不明で保護した認知症高齢者の身元照会を、県を介し広域的に行う際に必要な手続き例を示している。
経緯	平成10年4月1日事業開始 高齢者福祉課所管にて船橋・東警察署と協議のうえSOSネットワークを構築。41の登録機関。 平成26年度 NHKスペシャルで徘徊高齢者の特集あり、過去の行方不明者の捜索願が多く提出された。 SOSネットワーク登録機関に対し、機関内の職員等に行方不明者の情報の周知をしてもらうよう改めて依頼分を发出。 近隣市への発見協力依頼について、県を通さず直接依頼することに。 既存の市メールサービス「ふなばし安全・安心メール」にて配信開始。 平成30年度 船橋警察署だけではなく、東警察署にも専用のFAXを設置する。 夜間帯（21時～翌7：00）のFAX送信を禁止することを各警察署と取り決める。 児童等の行方不明時にはSOSネットワークを使用しないことを取り決める。 メール配信について「ふなばし情報メール」の認知症関連タグと統合。（当時旧包括支援課所管） 令和元年度 みまもりあいアプリでの配信開始。（当時旧地域包括ケア推進課所管） 令和3年度 SOSネットワーク事業を高齢者福祉課から新地域包括ケア推進課へ移管。 令和4年度 公民館の登録が部分的であったことから全公民館に登録の依頼文を发出。 千葉県広域SOSネットワーク経由からの船橋市SOSネットワークの利用について関東圏域から近隣市へと限定。 令和5年度 98登録機関

事業内容	対象者	内容（要件・単価・限度額・サービス内容など）
	認知症状等で行方不明となった高齢者本人とその搜索を希望する市民	警察署でSOSネット申込を受け、警察署に据え置きFAX（回線と機器は市管理）にて登録機関に発見協力依頼を行う、また追加希望があった際はメール、アプリの配信を担当課にて行い行方不明者の早期発見を図る。発見された際は解除の通知も送信。送信には即応性が必要なことから担当職員だけではなく、在籍する職員にて送信手配を行う。
	千葉県徘徊SOS広域連携をとおりて確認された行方不明となった高齢者本人とその搜索を希望する近隣市の市民（近隣市：市川市、鎌ヶ谷市、八千代市、白井市、習志野市、千葉市）	県経由で共有される近隣市町村の行方不明者情報の中で、SOSネットワークの希望が確認された際は、近隣市に直接確認のうえ、担当課がFAX用紙を作成、警察署のFAX機器を通して登録機関に送信する。

2. 事業実績

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
事業費 (単位：円)	当初予算額	295,000円	221,000円	221,000円	206,000円
	うち一般財源	295,000円	221,000円	221,000円	206,000円
	決算(見込)額	173,989円	161,144円	136,708円	137,879円
対象者数・件数など	発見依頼FAX配信数（うち広域での利用者）	24（9）	20	11（1）	11
	搜索解除FAX依頼数	14	19	8	12
	登録機関数	86	86	99	98

3. 交付税、国・県補助の有無

	有無	(ありの場合) 名称・内容
交付税措置	なし	
国・県補助	なし	
(国・県補助への) 上乗せ・横出し	なし	

4. 業務量

繁忙期	通年・申請毎				
業務頻度	FAX配信に至るのは月1～2件程度				
人工		常勤職員	会計年度任用職員	再任用(フル)	再任用(短)
	人工	0.5人工	0.1人工	0.0人工	0.0人工
	従事者数	5人	1人	0人	0人

※ 職員1人の労働力 = 1人工。当該事業の人工を記載。複数人が携わっている場合は、それぞれの人工を合計。

【記載方法】従事者2人、労働力の割合がそれぞれ3割の場合 ⇒ 合計0.6人工(0.3人工 + 0.3人工)

評価結果

所属名	健康福祉局高齢者福祉部 地域包括ケア推進課
事業名称	SOSネットワーク事業費

（１）一次評価（自主点検）で明らかとなった課題、今後の方向性（改善のアイデア）

項目	課題	改善のアイデア
事業所の登録機関数	・介護事業所等の登録機関が他市と比較して少ない状況にある。より幅広く行方不明者の情報を共有するため、登録機関を増やす必要がある。	・チラシを作成するなどし、事業案内や協力依頼を行う。
警察署との連携	・警察に行方不明者の搜索依頼があった際に本事業を確実に案内してもらえるよう警察署との連携強化を図る必要がある。	・警察内での定期的な周知機会を設けるため、年一回程度チラシ配架の依頼、登録機関の共有、申請マニュアル確認の機会を作る。

（２）追加で整理した課題、今後の方向性（改善のアイデア）

項目	課題	改善のアイデア
—	—	—

令和6年度 事業評価シート

所属名	健康福祉局健康部 健康政策課
-----	----------------

1. 基本情報

事業名称	上水道布設事業費補助金		
実施根拠	上水道配水管布設費助成金交付要綱（昭和64年1月1日施行）		
事業開始年月日	昭和64年1月1日		
最終改正年月日	令和3年7月1日		
事業目的	市民の飲用水の確保及び公衆衛生の向上を図るため、助成金を交付することで上水道への切り替えを促進する。		
事業概要	現に地下水（井戸水）を飲用し、井戸水から有害化学物質が検出され上水道に切り替えようとする市民及び井戸水を上水道に切り替えようとする10世帯以上の組合に対し、千葉県または習志野市に納付する上水道配水管（本管）の布設に係る工事負担金の一部を助成する。		
実施背景	昭和60年頃、前原・藤原地区の井戸水から有害化学物質が暫定基準値以上検出されたため、発がん性のトリクロロエチレンなど有害化学物質による地下水汚染対策の一環として本事業を創設した。		
経緯	●平成2年4月1日要綱改正 ●平成5年4月1日要綱改正（第2条第2号は12月1日施行） ●平成8年12月1日要綱改正 ●平成16年12月10日要綱改正 ●令和3年7月1日要綱改正		
事業内容	対象者		内容（要件・単価・限度額・サービス内容など）
	千葉県または習志野市に納付する上水道配水管の布設に係る工事負担金（以下、「工事費負担金」）が発生し、現に地下水（井戸水）を飲用している世帯等の代表者を組合員とする組合で次のいずれかに該当する場合		
	(1) 組合員が10人（世帯）以上の組合		【助成金額】 工事費負担金の4分の1 【限度額】 組合員一人当たり20万円
		有害化学物質が水質基準内で検出されている	
	(2) 有害化学物質が現に飲用している地下水（井戸水）から検出されている ※個人申請可	・有害化学物質が水質基準を超えて検出されている ・水質基準に規定されていない有害化学物質が検出されている	【助成金額】 工事費負担金の4分の3 【限度額】 組合員一人当たり60万円

2. 事業実績

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
事業費 (単位：円)	当初予算額	1,000円	1,000円	1,000円	1,000円
	うち一般財源	0円	0円	0円	0円
	決算(見込)額	0円	0円	0円	0円
対象者数・件数など	実施件数	0件	0件	0件	0件
		※平成23年度以降実績なし。			
	相談件数	5件	7件	1件	6件
	未普及人口	11,477人	11,903人	11,896人	11,908人
	上水道普及率	98.2%	98.1%	98.2%	98.2%
		(R2.3末時点)	(R3.3末時点)	(R4.3末時点)	(R5.3末時点)

3. 交付税、国・県補助の有無

	有無	(ありの場合) 名称・内容
交付税措置	なし	
国・県補助	なし	
(国・県補助への) 上乗せ・横出し	なし	

4. 業務量

繁忙期	なし				
業務頻度	年数回(近年は、問い合わせ対応のみ)				
人工		常勤職員	会計年度任用職員	再任用(フル)	再任用(短)
	人工	0.1人工	0.0人工	0.0人工	0.0人工
	従事者数	1人	0人	0人	0人

※ 職員1人の労働力 = 1人工。当該事業の人工を記載。複数人が携わっている場合は、それぞれの人工を合計。

【記載方法】従事者2人、労働力の割合がそれぞれ3割の場合 ⇒ 合計0.6人工(0.3人工 + 0.3人工)

評価結果

所属名	健康福祉局健康部 健康政策課
事業名称	上水道布設事業費補助金

（１）一次評価（自主点検）で明らかとなった課題、今後の方向性（改善のアイデア）

項目	課題	改善のアイデア
マニュアル等の整備	制度発足当時に比べると、上水道未普及人口は減少しているものの、近年では横ばいとなっている。交付実績が近年ではないため、必要に迫られた際に適切な対応ができる体制維持が必要。	継続的に事業の案内ができるよう、マニュアルや市民向けの事業案内等を整備していく。

（２）追加で整理した課題、今後の方向性（改善のアイデア）

項目	課題	改善のアイデア
—	—	—

令和6年度 事業評価シート

所属	健康福祉局健康部 健康政策課
----	----------------

1. 基本情報

事業名称	救急医療推進事業費
実施根拠 (条例・規則・要綱等)	・非医療従事者による自動体外式除細動器（AED）の使用について（平成16年7月 厚生労働省医政局長 発信） ・千葉県AEDの使用及び心肺蘇生法の実施を促進する条例（平成29年4月） ・船橋市自動体外式除細動器（AED）の設置及び管理に関する指針（平成29年9月）
事業開始年月日	平成25年8月1日
最終改正年月日	・非医療従事者による自動体外式除細動器（AED）の使用について：平成25年9月27日 ・千葉県AEDの使用及び心肺蘇生法の実施を促進する条例：平成29年4月1日（施行日） ・船橋市自動体外式除細動器（AED）の設置及び管理に関する指針：令和5年3月13日
事業目的	施設の利用者及び職員並びに施設周辺の通行者等の心肺停止者に対し、市民による心肺蘇生法実施の機会を広げ、救護体制の強化を図る。
事業概要	市民による心肺蘇生法実施の機会を拡大するため、市の公共施設、市内の24時間営業のコンビニエンスストア、私立認可保育所、幼稚園、認定こども園にAEDを設置する。 また、全市立学校のAEDは屋内に設置されていたが、夜間や土日等の学校職員不在時でも使用できるように、全校に屋外収納ボックスを設置し、AEDを屋外へ移設している。併せて、広く市民に周知するため、AEDの設置場所と設置場所までの経路を示した看板を作成し、学校の校門等に設置している。
実施背景	市では救命救急講習の開催等により、心肺蘇生法の普及に努めてきたところであるが、平成16年7月より非医療従事者である一般の市民もAEDを使用することが可能となった。 これを受け、市民による心肺蘇生法実施の機会を拡大するため、平成25年度より市の公共施設、市内の24時間営業のコンビニエンスストア、私立認可保育所、幼稚園、認定こども園へのAED設置事業を開始した。
経緯	平成16年 厚生労働省「非医療従事者による自動体外式除細動器（AED）の使用について」にて、非医療従事者のAEDの使用が認められる 平成25年 公共施設、市内の24時間営業のコンビニエンスストアへAEDの設置を開始 ※公共施設等はそれまでの各課での管理から一元管理へ（一部公共施設は独自の契約を継続） 平成27年 市内の私立認可保育所・幼稚園・認定こども園にAEDの設置を開始 令和 5年 全市立学校のAEDを屋外へ移設

事業内容	対象者	内容（要件・単価・限度額・サービス内容など）
	市民	救命処置が必要な緊急時には、自由にAEDを持ち出すことができ、また市HP内の「AEDマップ」を活用し、いざという時に備えて身の回りにあるAED設置施設をあらかじめ把握することが可能である。
	AED取扱事業者	市と長期継続契約（リース）を結び、AEDの納入設置、管理、使用時の対応等の業務を実施する。
	AED設置施設	AEDを適切に管理するため、管理者及び点検担当者を設置し、日常点検を実施する。 また、当課より定期的に設置状況の確認を行い、AEDの管理方法及び異常時や使用時の対応について周知する。

2. 事業実績

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
事業費 (単位：円)	当初予算額	19,142,000円	13,678,000円	22,728,000円	25,969,000円
	うち一般財源	19,142,000円	13,678,000円	22,728,000円	25,969,000円
	決算(見込)額	18,802,288円	13,594,122円	18,275,550円	21,272,190円
対象者数・件数など	新規契約 ※1	あり(139台)	なし	あり(128台)	あり(435台)
	設置施設数 ※2	—	616か所	626か所	631か所
	設置台数 ※2	—	707台	718台	724台

※1 契約開始時期や単価は年度により異なる。

※2 各年度4月1日時点。令和2年度は数値取らず。

3. 交付税、国・県補助の有無

	有無	(ありの場合) 名称・内容
交付税措置	なし	
国・県補助	なし	
(国・県補助への) 上乗せ・横出し	なし	

4. 業務量

繁忙期	不定期				
業務頻度	随時（長期継続契約、AED使用時の対応、新規開設時のAED設置等）				
人工		常勤職員	会計年度任用職員	再任用(フル)	再任用(短)
	人工	1.4人工			
	従事者数	2人			

※ 職員1人の労働力 = 1人工。当該事業の人工を記載。複数人が携わっている場合は、それぞれの人工を合計。

【記載方法】従事者2人、労働力の割合がそれぞれ3割の場合 ⇒ 合計0.6人工(0.3人工 + 0.3人工)

評価結果

所属	健康福祉局健康部 健康政策課
事業名称	救急医療推進事業費

(1) 一次評価（自主点検）で明らかとなった課題、今後の方向性（改善のアイデア）

項目	課題	改善のアイデア
AED設置施設の周知	・これまで設置に係る契約等の見直しを実施し、費用の縮減・適切な維持管理の上、設置台数の充実をはかってきた。 ・全市立学校のAEDの屋外移設を実施し、学校体育施設開放時等にも24時間365日使用可能な状態にし、AEDの場所を示す周知看板を設置するなど、利便性を高める取組も行ってきた。 ・一方で、AEDの設置状況が確認できる地図情報は複数あり、国依頼の法人によるもの、県によるものと市によるものがあるが、情報の整合性が図られていない。	・引き続き、市ホームページで公開している『船橋市AEDマップ』の情報の充実と周知を図る。 ・AEDの設置状況等について、県から情報提供依頼があった際には、速やかに情報共有を図るものとする。

(2) 追加で整理した課題、今後の方向性（改善のアイデア）

項目	課題	改善のアイデア
—	—	—

令和6年度 事業評価シート

所属名	健康福祉局健康部 健康政策課
-----	----------------

1. 基本情報

事業名称	献血推進協議会交付金	
実施根拠 (条例・規則・要綱等)	船橋市献血推進協議会交付金交付要綱（H26.7.15施行 R3.7.1改正） ※参考（協議会） 船橋市献血推進協議会設置要綱（S49.4.1施行 R5.4.1改正） 安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律(血液新法 H15.7.30施行) 血液製剤の安全性の向上及び安定供給の確保を図るための基本的な方針	
事業開始年月日	平成16年度	
最終改正年月日	令和3年7月1日※第5条関係書類の整備を追加。	
事業目的	安全な血液製剤の安定供給を確保するため、本市において多くの市民に対し献血の普及・啓発やキャンペーンの実施等により献血を推進している船橋市献血推進協議会（昭和49年設置）に対し、その事業費を補助する。	
事業概要	船橋市献血推進協議会に対し、協議会が実施する事業（献血の普及及び啓発、献血推進キャンペーンの実施）の総事業費を対象として交付金30万円を交付する。	
実施背景	平成15年に安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律の施行により、地方公共団体の責務が明確化されたため、平成16年度から、船橋市献血推進協議会に対し、事業費を補助する交付金の交付を開始した。	
経緯	●H16年度～ 交付額15万円 ●H24年度～ 交付額30万円（赤十字血液センターからの交付金15万円が廃止されたため） ●H30年度～ 対象経費に手数料を追加 ●R6年度～ 対象経費に賞賜金を追加	
事業内容	対象者	内容（要件・単価・限度額・サービス内容など）
	船橋市献血推進協議会	【対象事業】 協議会が実施する①献血の普及及び啓発、②献血推進キャンペーンの実施 【対象経費】 ①賞賜金 ②消耗品費 ③食糧費 ④印刷製本費 ⑤手数料 ⑥通信運搬費 ⑦使用料及び賃借料 ※懇親会費等事業の直接経費以外の経費は除く。 【交付金額】 予算の範囲内において対象経費の総額とする

2. 事業実績

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
事業費 (単位：円)	当初予算額	300,000円	300,000円	300,000円	300,000円
	うち一般財源	300,000円	300,000円	300,000円	300,000円
	決算(見込)額	286,771円	188,630円	263,103円	285,416円
対象者数・件数など	船橋市献血推進協議会	1件	1件	1件	1件

3. 交付税、国・県補助の有無

	有無	(ありの場合) 名称・内容
交付税措置	なし	
国・県補助	なし	
(国・県補助への) 上乘せ・横出し	なし	

4. 業務量

繁忙期	【交付金】4~5月 ※参考（協議会）：4・5・8・10・11・3月				
業務頻度	【交付金】総作業時間は数日程度 ※参考（協議会）：繁忙期はほぼ毎日				
人工		常勤職員	会計年度任用職員	再任用(フル)	再任用(短)
	人工	0.1人工	0.0人工	0.0人工	0.0人工
	従事者数	1人	0人	0人	0人

※ 職員1人の労働力 = 1人工。当該事業の人工を記載。複数人が携わっている場合は、それぞれの人工を合計。

【記載方法】従事者2人、労働力の割合がそれぞれ3割の場合 ⇒ 合計0.6人工(0.3人工+0.3人工)

評価結果

所属名	健康福祉局健康部 健康政策課
事業名称	献血推進協議会交付金

（１）一次評価（自主点検）で明らかとなった課題、今後の方向性（改善のアイデア）

項目	課題	改善のアイデア
事務負担の軽減	交付対象である船橋市献血推進協議会（以下「協議会」）の事務局は健康政策課が担っているが、他自治体を調査したところ、同種の事業の推進方法については多様な事例があった。	協議会の目的や役割が引き続き果たせる範囲で、他自治体を参考に協議会運営に関して業務負担を軽減できる方法（会議数の減少など）について検討をする。

（２）追加で整理した課題、今後の方向性（改善のアイデア）

項目	課題	改善のアイデア
—	—	—

令和 6 年度 事業評価シート

所属名	健康福祉局保健所 保健総務課
-----	----------------

1. 基本情報

事業名称	難病疾患患者扶助費	
実施根拠	船橋市難病患者援助金の支給に関する規則	
事業開始年月日	昭和 5 4 年	
最終改正年月日	平成 2 7 年	
事業目的	治療法が確立しておらず、長期の療養を必要とする難病患者に対し、援助金を支給することにより、難病患者の費用負担の軽減を図り、もって難病患者の福祉の増進に資することを目的としている。	
事業概要	原因が不明で治療方法が確立していない難病にかかっている患者に対し、年に 2 回、通院や入院頻度に応じて、難病患者援助金を支給する。	
実施背景	治療法が確立しておらず、長期の療養を必要とする難病患者に対し、経済的な費用負担を軽減するため、本事業が開始された。	
経緯	平成22年 単価額の変更（入院 1 万 3 千 5 百円→1 万 4 千円 通院 1 万円→7 千円） 2 年間の遡り申請を可能とする制度変更 平成27年 単価額の変更（入院1万4千円→1万円 通院 7 千円→5 千円） ※平成27年の難病法施行に伴い、疾病の対象が拡大、自己負担割合が3割から2割へ 平成31年 行革レビューの対象事業となったが、現状維持の結果となった	
事業内容	対象者	内容（要件・単価・限度額・サービス内容など）
	本市に住所を有し、以下の受給者証等の交付を受けている者 ①特定医療費（指定難病）受給者証 ②特定疾患医療受給者証 ③小児慢性特定疾病医療受給者証 ④小児指定疾病医療費助成登録証 ⑤その他市長が特に認めた場合	通院や入院頻度に応じて援助金を支給
		入院 月額 1 万円（継続して月 2 0 日以上の場合）
		通院 月額 5 千円（月 1 日以上の場合又は 2 0 日未満の場合）

2. 事業実績

		令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
事業費 (単位：円)	当初予算額	181,305,000円	183,260,000円	191,580,000円	190,980,000円
	うち一般財源	181,305,000円	183,260,000円	191,580,000円	190,980,000円
	決算(見込)額	192,470,000円	190,980,000円	199,245,000円	205,970,000円
対象者数・件数など	通院（件）	35,270	35,133	37,100	38,535
	入院（件）	1,617	1,536	1,378	1,333
	①指定難病	4,691	4,480	4,637	4,993
	②特定疾患	4	2	2	2
	③小慢	674	660	660	643
	④小慢（市単）	66	61	67	61

3. 交付税、国・県補助の有無

	有無	(ありの場合) 名称・内容
交付税措置	なし	
国・県補助	なし	
(国・県補助への) 上乗せ・横出し	なし	

4. 業務量

繁忙期	3～5、9～11月				
業務頻度	年2回				
人工		常勤職員	会計年度任用職員	再任用(フル)	再任用(短)
	人工	1.2人工	4.5人工		
	従事者数	2人	6人		

※ 職員1人の労働力 = 1人工。当該事業の人工を記載。複数人が携わっている場合は、それぞれの人工を合計。

【記載方法】 従事者2人、労働力の割合がそれぞれ3割の場合 ⇒ 合計0.6人工(0.3人工+0.3人工)

評価結果

所管課	健康福祉局保健所 保健総務課
事業名称	難病疾患患者扶助費

（１）一次評価（自主点検）で明らかとなった課題、今後の方向性（改善のアイデア）

項目	課題	改善のアイデア
支給方法等の検討	・医療の進歩や医療費の自己負担上限額の導入、介護保険制度や障害福祉サービスの開始等、社会情勢の変化に伴い、必ずしも通院、入院月数に応じて援助金を支給する制度が適さなくなっている。 ・今後、高齢化の進行や対象疾患の拡大等に伴い、対象者のさらなる増加が見込まれることから、安定的な制度設計が必要となっている。 ・受診状況の証明書取得が外出困難な難病患者的の負担となっているとともに、医療機関においても証明書発行が負担となっている場合がある。	必要な財源を確保しつつ、難病患者及び医療機関の負担軽減を図るため、他市の同様の制度を研究し、社会情勢にあった支給方法等について検討を行う。

（２）追加で整理した課題、今後の方向性（改善のアイデア）

項目	課題	改善のアイデア
—	—	—

令和6年度 事業評価シート

所属名	健康福祉局保健所 保健総務課
-----	----------------

1. 基本情報

事業名称	小児慢性特定疾病医療事業費（小児指定疾病医療費助成事業）	
実施根拠 (条例・規則・要綱等)	船橋市小児指定疾病医療費助成事業実施要綱 船橋市小児指定疾病医療費助成事業実施要綱に基づく支給額に関する要領	
事業開始年月日	平成18年	
最終改正年月日	令和6年12月2日	
事業目的	疾病の程度により国事業の対象外となった小児慢性特定疾病児童等のうち、継続的な通院等を必要とする児童等への医療費負担の軽減を図ることを目的とする。	
事業概要	小児慢性特定疾病にかかっており、疾病の程度により国事業の対象外となったが、今後1年間に於いて治療が見込まれている場合等に、対象疾病の保険診療による自己負担額の一部（国制度と同様に所得に応じて計算された自己負担額あり）を償還払いにより助成している（国事業は原則現物給付）	
実施背景	平成17年度児童福祉法が改正され、小児慢性特定疾患治療研究事業を法定化した。この法改正の際、小児ぜんそくについて国の基準を「3か月に3回以上の大発作」など重症に限定するなど、小児ぜんそくを含む多くの対象者が基準外となった。本市では法改正によって対象から外れる患者を救済するため、市単独事業として本事業を開始した。	
経緯	平成17年 児童福祉法に基づく事業が法制化 平成18年 国制度に非該当となる対象者の救済制度として事業化 平成27年1月 児童福祉法の改正により、小児慢性特定疾病対策として対象が拡大	
事業内容	対象者	内容（要件・単価・限度額・サービス内容など）
	小児慢性特定疾病にかかっており、疾病の程度により国事業の対象外となったが、今後1年間に於いて治療が見込まれている場合	- 対象疾病について保険診療にかかる医療費を助成する - 新規申請は18歳未満（継続申請を続けた場合、20歳（腎疾患は25歳）の誕生日の前日まで） - 所得に応じて自己負担上限額あり（国制度と同基準） - 助成方法は償還払い

2. 事業実績

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
事業費 (単位：円)	当初予算額	357,630円	499,756円	800,000円	650,000円
	うち一般財源	357,630円	499,756円	800,000円	650,000円
	決算(見込)額	594,850円	599,150円	388,330円	171,200円
対象者数・件数など	支給件数	16	14	10	6
	新規対象者数	6	2	4	4
	登録証交付者数	66	61	67	61

3. 交付税、国・県補助の有無

	有無	(ありの場合) 名称・内容
交付税措置	なし	
国・県補助	なし	
(国・県補助への) 上乗せ・横出し	あり	小児慢性特定疾病医療費助成事業（対象疾病について国が定めた状態を満たす場合に医療費を助成する。1/2国補助あり。）

4. 業務量

繁忙期	7～9月				
業務頻度	月 1 回				
人工		常勤職員	会計年度任用職員	再任用(フル)	再任用(短)
	人工	0.2人工	0.2人工		
	従事者数	2人	3人		

※ 職員 1 人の労働力 = 1 人工。当該事業の人工を記載。複数人が携わっている場合は、それぞれの人工を合計。

【記載方法】 従事者 2 人、労働力の割合がそれぞれ 3 割の場合 ⇒ 合計 0.6 人工 (0.3 人工 + 0.3 人工)

評価結果

所属名	健康福祉局保健所 保健総務課
事業名称	小児慢性特定疾病医療事業費（小児指定疾病医療費助成事業）

（１）一次評価（自主点検）で明らかとなった課題、今後の方向性（改善のアイデア）

項目	課題	改善のアイデア
事業の必要性	本事業開始後に、子ども医療費助成制度が拡大し、医療費の負担軽減が図られたことにより、本事業の必要性が低下してきている。	医療費助成の役割を終えてきていることから、引き続き事業の必要性について検討を行う。

（２）追加で整理した課題、今後の方向性（改善のアイデア）

項目	課題	改善のアイデア
—	—	—

令和6年度 事業評価シート

所属名	健康福祉局こども家庭部 療育支援課
-----	-------------------

1. 基本情報

事業名称	こども発達相談センター管理運営費
実施根拠 (条例・規則・要綱等)	船橋市こども発達相談センター条例 船橋市こども発達相談センター条例施行規則
事業開始年月日	平成17年4月1日
最終改正年月日	令和5年4月1日
事業目的	発達・行動・言葉などに心配のある就学前のお子さんとその家族に寄り添い、お子さんの健やかな成長を支援する。また、お子さんや保護者がこども発達相談センターに相談申し込みをした後、可能な限り早い段階で相談を始めることで発達の遅れを早期に発見し、療育などの支援につなぐ。
事業概要	就学前のお子さんの発達や行動について、専門職が来所相談（対象は就学前のお子さんとその保護者）や電話相談（対象は市内在住の0歳から18歳までのお子さんとその保護者）を行い適切な支援を行う。また、専門職（心理発達相談員、言語相談員、理学療法士、作業療法士）が市内の保育園、幼稚園等を訪問し職員に対し、発達、行動が気になるお子さんが、スムーズな園生活を送れるよう園の支援を行う巡回相談を実施している。
実施背景	母子保健事業の乳幼児健診や乳幼児向け子育て支援事業などを実施している中で、参加者のお子さんに障害があったり、発達に遅れがあると思われるお子さんとその保護者への早期からの支援の必要性が高まってきた。 そこで、障害のあるお子さんやその保護者に対し、できる限り早期に専門的な療育を行ったり、専門職による相談支援をしていくなど、適切な支援が求められたことから、本市として就学前のお子さんに対する発達相談の体制の整備が必要となった。
経緯	変遷等は、障害福祉課が昭和54年に幼児療育相談センター（職員は保育士を中心に2名～3名配置）を宮本に設置し、昭和59年に高根台にも設置開設し、昭和60年に宮本の幼児療育相談センターが高根台に統合移転し、幼児療育相談を行う。 平成12年に高根台の幼児療育相談センターをたんぼ親子教室とし、南本町（子育て支援センター内）にひまわり親子教室を設置し心理発達相談員、保育士を含めた健診後の相談体制の充実にむけての施策がとられた。本市においても発達に遅れが見られることがわかった段階から早期に療育につなげるため家族との信頼関係をつくり相談に応じながら支えていくことが大切であることから、障害福祉課が心理発達相談員、言語相談員、理学療法士、作業療法士、保育士などの専門職を配置した。平成17年に「こども発達相談センター」を本郷町に設置した。平成20年の本市の組織改正に伴い「こども発達相談センター」は障害福祉課より療育支援課の所管となり、平成27年にことばの相談室を統合し保健福祉センター5階に設置されている。

事業内容	対象者	内容（要件・単価・限度額・サービス内容など）
	（来所相談） 市内在住の就学前のお子さんと保護者	障害があったり発達が気になるなど特別な配慮が必要と思われるお子さん（単価、限度額は該当なし）
	（電話相談） 0歳から18歳までのお子さんとその保護者	発達に心配事があるお子さんや家庭及び学校における不適応並びに友達とコミュニケーションなどの心配事があるお子さん（単価、限度額は該当なし）
	（巡回相談） 市内の保育園、幼稚園の職員	発達や行動が気になるお子さんが通う園の職員（単価、限度額は該当なし）

2. 事業実績

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
事業費 (単位：円)	当初予算額	4,826,000円	5,617,000円	5,179,000円	5,047,000円
	うち一般財源	4,826,000円	5,617,000円	5,179,000円	5,047,000円
	決算(見込)額	4,424,389円	3,181,721円	3,117,944円	3,611,770円
対象者数・件数など	来所相談対象者数	36,542	35,410	34,397	33,154
	来所相談件数	7,415	8,349	8,683	8,459
	来所相談件数割合	20.3%	23.6%	25.2%	25.5%
	電話相談対象者数	105,419	104,355	103,231	102,051
	電話相談件数	1,115	1,280	1,290	1,225
	電話相談件数割合	1.06%	1.23%	1.25%	1.20%
	巡回相談対象園数	226	232	234	236
	巡回相談件数	86	166	143	169

3. 交付税、国・県補助の有無

	有無	(ありの場合) 名称・内容
交付税措置	なし	
国・県補助	あり	地域障害児支援体制強化事業（巡回支援専門員整備）で発達障害等に関する知識を有する専門員が保育園等に巡回等支援を実施し施設職員等に対し障害の早期発見、早期対応のために助言等の支援を行う。令和5年度の交付対象経費は、給料及び職員手当等（会計年度任用職員）、消耗品費、通信運搬費、旅費等）で事業費は1,429,826円で交付確定額は714,000円（負担割合1/2）となった。
(国・県補助への) 上乗せ・横出し	なし	

4. 業務量

業務頻度 (年1回・月1回など)	・来所相談、電話相談、巡回相談（5月頃から2月頃）は、ほぼ通年で実施。(2事業実績参照) 巡回相談数(公立保育園11園、私立保育園71園、認定こども園7園、幼稚園31園、認可（認証）外保育園7園、小規模保育園16園)計143園 ・ケース検討会（グループスーパービジョン年2回） ・医学相談（年36回） ・グループ療育（すくすくあそび、年78回）（にこにこクラス、年6回）（すてっぷクラス、年7回） （感覚統合療法入門講座、年5回） ・ペアレントトレーニング（年8回） ・施設相談（心理）（たんぼぼ親子教室39回、ひまわり親子教室36回） （東簡易マザーズ29回、西簡易マザーズ29回） ・施設相談（言語）（たんぼぼ親子教室2回、ひまわり親子教室2回） （東簡易マザーズ11回、西簡易マザーズ11回） （理学療法士）たんぼぼ親子教室8回 ひまわり親子教室8回 （作業療法士）たんぼぼ親子教室8回 ひまわり親子教室8回 ・講演会（保護者向け講演会、年1回）（外来グループ療育連絡会、年1回） （吃音講演会、年1回）（発達支援のための講演会、年1回） ・研修会（言語相談員の研修会、年1回） ・職員（理学療法士）派遣（高根台子育て支援センター年12回、南本町子育て支援センター年12回） ・連携会議（リハビリテーション検討会議、年3回）、（船橋市要保護児童及びDV対策地域協議会月1回）、（発達支援に関する情報交換会、年2回） （就学指導委員会、年9回）、（船橋市特別支援連絡協議会作業部会年3回）、（療育児施設会議、年1回）（障害者虐待防止対応連絡会議、年4回） ・情報提供書作成業務（年間240件） ・引継ぎのための連絡票作成業務（11月頃～3月まで約200件） （令和4年度実績）				
人工		常勤職員	会計年度任用職員	再任用(フル)	再任用(短)
	人工	13人工	20.1人工	1人工	0.5人工
	従事者数	13人	26人	1人	1人

※ 職員1人の労働力 = 1人工。当該事業の人工を記載。複数人が携わっている場合は、それぞれの人工を合計。

【記載方法】従事者2人、労働力の割合がそれぞれ3割の場合 ⇒ 合計0.6人工(0.3人工+0.3人工)

R6.10.1現在

評価結果

所属名	健康福祉局こども家庭部 療育支援課
事業名称	こども発達相談センター管理運営費

(1) 一次評価（自主点検）で明らかとなった課題、今後の方向性（改善のアイデア）

項目	課題	改善のアイデア
業務の効率化	就学前児童の総数は減少傾向にある一方で、発達に関する相談件数は増加傾向にある。そのため、より効率的な相談体制を検討していく必要がある。	令和6年10月より、相談予約のシステムを導入し利便性の向上だけでなく予約段階で内容に応じた振り分けを行うなど業務の効率化を図っている。
研修体制	発達に遅れのある児童を受け入れている保育園等施設が増加している。また、相談のきっかけが施設からの紹介によるものが最も多い。	こども発達相談センターの専門職が保育園等職員に対して、発達に遅れのある児童にスムーズに支援ができるよう、保育園等職員のスキルアップに繋がる研修・相談等の支援を行う。

(2) 追加で整理した課題、今後の方向性（改善のアイデア）

項目	課題	改善のアイデア
—	—	—

令和6年度 事業評価シート

所属名	健康福祉局こども家庭部 保育入園課
-----	-------------------

1. 基本情報

事業名称	病児保育事業	
実施根拠 (条例・規則・要綱等)	児童福祉法 子ども・子育て支援法 病児保育事業実施要綱 船橋市病児保育事業実施要綱 船橋市病児保育事業補助金交付要綱 船橋市子ども・子育て支援事業計画	
事業開始年月日	平成13年6月25日	
最終改正年月日	令和6年4月1日	
事業目的	病気療養中や回復期にあり入院を必要としない程度の児童がいる家庭で、保育園や家庭での保育ができない場合に病児保育室にて保育を提供し、保護者の負担軽減を図る。	
事業概要	病気療養中や回復期にあり入院を必要としない程度の児童で、保育園や家庭での保育ができない場合に、病児保育室にて児童の保育を行う。	
実施背景	病気療養中や回復期にあり入院を必要としない程度の児童がいる家庭で、保育園や家庭での保育ができない場合に病児保育室にて保育を提供することで安心して子育てができる環境整備を図ることを目的に、平成13年度より事業を開始。	
経緯	平成13年6月25日「新高根キッズハウス」において病後児保育事業開始 平成20年4月1日「新高根キッズハウス」及び「トレポンテ」で病児・病後児保育事業開始、「アイリスルーム」で病後児保育事業開始 平成23年7月より「オー・キッズ」で病児・病後児保育事業を開始 平成26年8月より「アトム」で病児・病後児保育事業を開始 平成29年4月より「病児保育室わかば」で病児・病後児保育事業を開始 ※病児保育室わかばでは送迎対応型病児保育事業を実施 令和元年9月で「新高根キッズハウス」が事業廃止 令和3年4月より「アイリスルーム」にて病児・病後児保育事業を開始 令和3年7月より「トレポンテ」が事業移転、「わたぐもの部屋」として事業実施	
事業内容	対象者	内容（要件・単価・限度額・サービス内容など）
	病気療養中や回復期にあり入院を必要としない程度で、保育園や家庭での保育ができない児童	【対象】市内在住または市内の保育所・認定こども園・幼稚園・小学校等に通う乳児から小学生までの児童（一部施設は小学校3年生まで） 【利用料】1日2,000円/半日（5時間以内）1,000円 給食サービス：各施設による 【施設数】5施設 【利用時間】8：00～18：00 土曜8：00～13：00

2. 事業実績

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
事業費 (単位：円)	当初予算額	108,167,828円	98,923,136円	97,263,012円	99,486,135円
	うち一般財源	78,505,828円	67,451,136円	60,507,012円	64,764,135円
	決算(見込)額	91,383,034円	92,031,555円	88,497,874円	94,430,274円
対象者数・件数など	利用人数実績	377	1,154	1,174	1,968
	施設数	5	5	5	5
	登録者数	614	742	720	973

3. 交付税、国・県補助の有無

	有無	(ありの場合) 名称・内容
交付税措置	なし	
国・県補助	あり	子ども・子育て支援交付金/子ども・子育て支援補助金
(国・県補助への) 上乗せ・横出し	あり	実施施設に対しては上記の補助金に関わらず委託で実施している

4. 業務量

繁忙期	3月～4月				
業務頻度	週2～3回				
人工		常勤職員	会計年度任用職員	再任用(フル)	再任用(短)
	人工	0.5人工	0.2人工	0.0人工	0.0人工
	従事者数	1人	1人	0人	0人

※ 職員1人の労働力 = 1人工。当該事業の人工を記載。複数人が携わっている場合は、それぞれの人工を合計。

【記載方法】従事者2人、労働力の割合がそれぞれ3割の場合 ⇒ 合計0.6人工(0.3人工+0.3人工)

評価結果

所属名	健康福祉局こども家庭部 保育入園課
事業名称	病児保育事業

（１）一次評価（自主点検）で明らかとなった課題、今後の方向性（改善のアイデア）

項目	課題	改善のアイデア
利便性の向上	新型コロナウイルス感染症の影響により、一時利用控えがあったものの、現在はコロナ前と同水準の利用がある。 施設によって利用実績に差が生じており、時期によっては予約が取りづらい施設がある一方で、利用が少ない施設もある。	病児保育を必要とする児童が利用できるよう利便性を向上させる方法を検討するとともに、利用が少ない施設を中心に利用の周知を図る。

（２）追加で整理した課題、今後の方向性（改善のアイデア）

項目	課題	改善のアイデア
事業の効果検証	定員や立地条件、運営形態が施設によって様々であり、施設間で利用実績に差が生じている。費用対効果も大きく異なっている状況であることから、改めてより効果的な事業の実施のための検証を行う必要がある。	・市と事業者で病児保育事業の周知に努めるとともに、利用実績が低い施設については、利用手続きなど運営面で利用しづらい実態がないかなどを調査し、必要に応じて改善策を検討する。 ・そのうえで、恒常的に利用者が少ない状況が続くようであれば、必要に応じて事業を継続していくうえでの判断基準となる利用実績等の水準を検討していく。

令和 6 年度 事業評価シート

所属名	健康福祉局こども家庭部 地域子育て支援課
-----	----------------------

1. 基本情報

事業名称	ファミリー・サポート・センター事業費	
実施根拠 (条例・規則・要綱等)	児童福祉法第六条の三④、船橋市ファミリー・サポート・センター（育児）実施要綱、こ成環第120号令和6年3月30日付「子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）の実施について」	
事業開始年月日	平成 1 2 年 4 月 1 日	
最終改正年月日	令和 6 年 3 月 3 0 日	
事業目的	育児の援助を行いたい者と受けたい者との会員組織を作り、仕事と育児の両立の支援及び地域の子育て支援を行う。	
事業概要	ファミリー・サポート・センターが利用会員の援助希望（保育園等への送迎や放課後の預かり等）を把握し、協力会員との調整を行う。また、必要な講習会や交流会を実施する。	
実施背景	仕事と子育てまたは介護の両立を支援する目的から、労働省（当時）が構想し、設立される。	
経緯	平成21年 同時にきょうだい児等の複数児童を預かることを可能とした。 利用会員宅へ児童を送迎することを可能とした。	
事業内容	対象者	内容（要件・単価・限度額・サービス内容など）
	船橋市内在住または在勤で6か月以上概ね13歳未満の児童を養育する人	利用会員として入会できる。利用の際は報酬(平日700円/時、休日900円/時)を協力会員に対し支払う。
	船橋市内在住の人	センターが指定する研修を受講のうえ、協力会員として入会できる。

2. 事業実績

		令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
事業費 (単位：円)	当初予算額	18,010,000円	18,264,000円	17,400,000円	17,400,000円
	うち一般財源	3,595,000円	5,012,000円	5,416,000円	5,366,000円
	決算(見込)額	15,600,870円	17,102,133円	17,016,421円	16,965,935円
対象者数・件数など	協力会員	608人	602人	618人	597人
	両方会員	100人	94人	85人	77人
	利用会員	2,961人	2,884人	3,004人	2,927人
	援助件数	5,392件	8,522件	8,231件	10,967件

3. 交付税、国・県補助の有無

	有無	(ありの場合) 名称・内容
交付税措置	なし	
国・県補助	あり	子ども・子育て支援交付金、子ども・子育て支援補助金
(国・県補助への) 上乗せ・横出し	なし	

4. 業務量

繁忙期	3月及び4月				
業務頻度	毎月				
人工		常勤職員	会計年度任用職員	再任用(フル)	再任用(短)
	人工	0.3人工			
	従事者数	2人			

※ 職員1人の労働力 = 1人工。当該事業の人工を記載。複数人が携わっている場合は、それぞれの人工を合計。

【記載方法】 従事者2人、労働力の割合がそれぞれ3割の場合 ⇒ 合計0.6人工(0.3人工+0.3人工)

評価結果

所属名	健康福祉局こども家庭部 地域子育て支援課
事業名称	ファミリー・サポート・センター事業費

（１）一次評価（自主点検）で明らかとなった課題、今後の方向性（改善のアイデア）

項目	課題	改善のアイデア
事業の安定性	新型コロナウイルス感染症の影響により、一時的に利用控えがあったが、現在は従前の水準に回復している。今後も、利用会員数の増加が見込まれる一方で、協力会員数は減少が見込まれている。また、利用会員の拡大に伴って、援助希望の内容が複雑化してきている。	・従来通り各地域で講習会や講座を開催し、マッチングが成立しにくい地域で重点的に実施することにより協力会員の確保をはかる。 ・より円滑に援助希望の内容にマッチングができるよう、協力会員の資格等状況を把握する。

（２）追加で整理した課題、今後の方向性（改善のアイデア）

項目	課題	改善のアイデア
—	—	—

令和6年度 事業評価シート

所属名	環境部 クリーン推進課
-----	-------------

1. 基本情報

事業名称	路上喫煙及びポイ捨て防止事業費（同 政策経費）	
実施根拠	船橋市路上喫煙及びポイ捨て防止条例	
事業開始年月日	平成10年6月	
最終改正年月日	令和3年3月	
事業目的	路上喫煙及びポイ捨て等を防止し、清潔、安全及び快適な生活環境を確保すること。	
事業概要	過料規定のある重点区域としてJR船橋駅、JR西船橋駅、JR津田沼駅北口周辺地区を指定し、巡視員によるパトロール、啓発活動や駅前等清掃業務委託を実施。	
実施背景	「ポイ捨て防止条例」を制定し、まちの環境美化に取り組んできたが、マナー向上に重んじた内容であったため、抑止効果を十分に得ることはできなかった。さらには、歩行喫煙者のたばこが他の歩行者に当たりやけどを負わせるなどの被害も発生し、市議会では「歩きたばこのない町・船橋を目指す決議（発議案第8号）」がなされていることから、危険行為としての歩きたばこの防止策も含めた美化対策が必要と判断し、過料規定（2,000円）を設けた「路上喫煙及びポイ捨て防止条例」に全面改正を実施した。その後、違反者に対する勧告件数及び駅前等清掃業務委託で収集されるごみ量は減少傾向にあったものの更なる環境美化に向けた取り組みの強化を図る必要があると判断し、同条例の一部改正（※）を行った。 ※罰則規定の強化：「勧告に従わない違反者へ過料を科す」から「違反者へ直ちに過料を科す」ための改正。指定喫煙所設置のための改正。	
経緯	①ポイ捨て防止条例制定(平成10年3月)②同条例重点区域指定【船橋駅北口～船橋駅北口交差点】(平成10年6月)③同条例重点区域指定【船橋駅南口～湊町2丁目交差点】(平成12年6月)④ポイ捨て防止条例の全部改正（路上喫煙及びポイ捨て防止条例）（平成16年3月）⑤同条例重点区域指定【船橋駅周辺】(平成16年10月)⑥同条例重点区域指定【西船橋駅周辺】(平成18年7月) ※過料徴収は同年8月⑦同条例重点区域指定【津田沼駅北口周辺】（令和元年9月） ※過料徴収は同年10月⑧同条例一部改正【罰則規定の強化及び指定喫煙所の設置】（令和3年3月）⑨同条例施行【罰則規定の強化】（令和3年7月）⑩指定喫煙所開設（令和3年10月）	
事業内容	対象者	内容（要件・単価・限度額・サービス内容など）
	市民等への罰則	重点区域内での路上喫煙・公共の場所でのポイ捨て→過料2,000円
		重点区域内の公共の場所（道路除く）での喫煙→勧告
		重点区域を除く市内全域の公共の場所での喫煙・ポイ捨て→勧告
	事業者・土地所有者への罰則	勧告→措置命令→公表

2. 事業実績

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
事業費 (単位：円)	当初予算額	24,061,000円	27,529,000円	24,289,000円	24,734,000円
	うち一般財源	24,061,000円	27,529,000円	24,289,000円	24,734,000円
	決算(見込)額	23,469,897円	26,758,604円	23,703,482円	23,856,929円
対象者数・件数など		一般経費のみ	政策経費経費含む	一般経費のみ	政策経費経費含む
	勧告件数	1,710件	644件	391件	529件
	過料件数	0件	253件	529件	765件
	過料収入未済件数	0件	26件	76件	111件
	清掃委託のごみ量	26,520kg	24,100kg	27,910kg	27,660kg

3. 交付税、国・県補助の有無

	有無	(ありの場合) 名称・内容
交付税措置	なし	
国・県補助	なし	
(国・県補助への) 上乗せ・横出し	なし	

4. 業務量

繁忙期	特になし				
業務頻度	パトロール／週4日（早番（9：00-15：00）中番（9：00-17：00）遅番（12：00-20：00））、啓発物設置等／随時				
人工		常勤職員	会計年度任用職員	再任用(フル)	再任用(短)
	人工	0.3人工	6.3人工	0.0人工	0.0人工
	従事者数	2人	7人	0人	0人

※ 職員1人の労働力 = 1人工。当該事業の人工を記載。複数人が携わっている場合は、それぞれの人工を合計。

【記載方法】従事者2人、労働力の割合がそれぞれ3割の場合 ⇒ 合計0.6人工(0.3人工+0.3人工)

評価結果

所属名	環境部 クリーン推進課
事業名称	路上喫煙及びポイ捨て防止事業費（同 政策経費）

（１）一次評価（自主点検）で明らかとなった課題、今後の方向性（改善のアイデア）

項目	課題	改善のアイデア
事業の継続性	定年延長によりパトロールを実施している職員（警察OB）を雇用することが困難になっている。	警察OBでなくても、業務が実施できる体制の検討を行う。
事業の意義	県内他自治体と比べて、収納率が低い。	収納率が高い他自治体の取組み等の確認を行い、業務の見直しの検討を行う。

（２）追加で整理した課題、今後の方向性（改善のアイデア）

項目	課題	改善のアイデア
—	—	—

令和 6 年度 事業評価シート

所属名	環境部クリーン推進課
-----	------------

1. 基本情報

事業名称	塵芥収集委託費（クリーンサポート収集事業）	
実施根拠 (条例・規則・要綱等)	船橋市廃棄物の減量、資源化及び適正処理に関する条例第7条第3号 粗大ごみ持ち出し収集実施要領	
事業開始年月日	平成14年10月	
最終改正年月日	令和3年4月1日	
事業目的	福祉と市民サービスの向上の推進	
事業概要	粗大ごみを排出しようとする者が高齢者、障害者のみの世帯等であって、その排出しようとする粗大ごみを指定された場所に排出することが困難な場合において、市職員が当該高齢者、障害者のみの世帯等の土地又は建築物から当該粗大ごみを排出する。	
実施背景	粗大ごみの収集の有料化を機会に、いわゆる社会的弱者救済のため福祉収集を行うこととした。	
経緯	先行して同様の事業を実施していた千葉市の「粗大ごみの運び出し収集」を参考に対象要件等を設定したと考えられる。	
事業内容	対象者	内容（要件・単価・限度額・サービス内容など）
	65歳以上の高齢者世帯(一人暮らし、または高齢者のみの世帯)、障害者のみの世帯などで粗大ごみを玄関前などに排出することが困難な世帯	市職員が屋内から粗大ごみを排出する。

2. 事業実績

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
事業費 (単位：円)	当初予算額	0円	0円	0円	0円
	うち一般財源	0円	0円	0円	0円
	決算(見込)額	0円	0円	0円	0円
対象者数・件数など	受付件数	2,412件	2,681件	2,464件	2,514
	市民賠償事故件数	1件	0件	2件	3件
	公務災害件数	0件	1件	0件	0件

3. 交付税、国・県補助の有無

	有無	(ありの場合) 名称・内容
交付税措置	あり	特別交付税（3月算定） 高齢者等世帯に対するごみ出し支援に要する経費
国・県補助	なし	
(国・県補助への) 上乘せ・横出し	なし	

4. 業務量

繁忙期	特になし				
業務頻度	開庁日は、ほぼ毎日実施。				
人工		常勤職員	会計年度任用職員	再任用(フル)	再任用(短)
	人工	1.4人工	0.0人工	0.1人工	0.1人工
	従事者数	11人	0人	1人	1人

※ 職員 1 人の労働力 = 1 人工。当該事業の人工を記載。複数人が携わっている場合は、それぞれの人工を合計。

【記載方法】従事者 2 人、労働力の割合がそれぞれ 3 割の場合 ⇒ 合計 0.6 人工 (0.3 人工 + 0.3 人工)

評価結果

所属名	環境部クリーン推進課
事業名称	塵芥収集委託費（クリーンサポート収集事業）

（１）一次評価（自主点検）で明らかとなった課題、今後の方向性（改善のアイデア）

項目	課題	改善のアイデア
事業の継続性	業務を実施している市職員が高齢化している。	市職員以外の担い手（民間委託）について検討を行う。 併せて、市の事業以外として実施できる可能性がないか調査する。
事業の継続性	高齢化の進行により、需要の増加が見込まれる。	今後も事業を継続していくため、対象者の要件の見直しが可能か検討を行う。
適切な受益者負担	粗大ごみの排出を負担に感じているのは現在の対象者に限らないが、対象要件を設けており不公平感がある。	利用者に一定の負担を求めることが可能か検討を行う。

（２）追加で整理した課題、今後の方向性（改善のアイデア）

項目	課題	改善のアイデア
—	—	—

令和6年度 事業評価シート

所属名	建設局都市整備部 公園緑地課
-----	----------------

1. 基本情報

事業名称	ふなばし三番瀬海浜公園来場者輸送対策費		
実施根拠	海浜公園来場者輸送対策に関する協定書		
事業開始年月日	平成4年4月1日		
最終改正年月日	平成27年4月1日		
事業目的	ふなばし三番瀬海浜公園までバス路線を延長したことにより営業損失が生じた場合の、バス会社への補助金交付対策費		
事業概要	ふなばし三番瀬海浜公園利用者と周辺の公共機関、企業等、潮見町地区にある施設利用者の交通の利便性を確保するため、臨港線（京成船橋駅～丸善）の路線をふなばし三番瀬海浜公園まで延長したことにより、バス会社に営業損失が生じた場合の補助金交付対策費。		
実施背景	当初、京成バス臨港線の路線は京成船橋駅から丸善までであったが、当公園利用者及び周辺企業等の交通の利便性が悪かったため、丸善からふなばし三番瀬海浜公園まで路線延長したもの。		
経緯	平成4年に京成バス株式会社と協定を締結したものとされ、平成24年に当該路線が京成バスシステムに譲渡されたことに伴い、平成24年4月1日付にて京成バスシステムと協定を結んでいる。平成29年4月1日付で都市公園として開設した際に所管が公園緑地課となったため、公園緑地課に引き継がれたものである。令和2年度までは政策経費であったが、令和3年からは一般経費へと移行されている。		
事業内容	内容（要件・単価・限度額・サービス内容など）		
	対象者 京成バスシステム株式会社	臨港線延長部分の輸送により生じた営業損失の額で、予算の範囲内（限度は30万円とする）	

2. 事業実績

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
事業費 (単位：円)	当初予算額	300,000円	300,000円	300,000円	300,000円
	うち一般財源	300,000円	300,000円	300,000円	300,000円
	決算(見込)額	0円	0円	0円	0円
対象者数・件数	—	—	—	—	—
など	—	—	—	—	—

3. 交付税、国・県補助の有無

	有無	(ありの場合) 名称・内容
交付税措置	なし	
国・県補助	なし	
(国・県補助への) 上乗せ・横出し	なし	

4. 業務量

繁忙期	なし				
業務頻度	京成バスシステム株式会社から補助金交付の申請があった年のみ				
人工		常勤職員	会計年度任用職員	再任用(フル)	再任用(短)
	人工	0.1人工			
	従事者数	1人			

※ 職員1人の労働力 = 1人工。当該事業の人工を記載。複数人が携わっている場合は、それぞれの人工を合計。

【記載方法】従事者2人、労働力の割合がそれぞれ3割の場合 ⇒ 合計0.6人工(0.3人工 + 0.3人工)

評価結果

所属名	建設局都市整備部 公園緑地課
事業名称	ふなばし三番瀬海浜公園来場者輸送対策費

(1) 一次評価（自主点検）で明らかとなった課題、今後の方向性（改善のアイデア）

項目	課題	改善のアイデア
背景の変化	・ふなばし三番瀬海浜公園への来場者対策のため、平成27年度まではバス路線延長部分の輸送により生じた営業損失に相当する額を補助してきたが、平成28年度以降、支払い実績がない。 ・本事業の対象路線は現在、平日早朝1本のみであるが、別途にふなばし三番瀬海浜公園へのバス路線があり、本事業の役割を終えている。	・バス会社と当該事業について協議を行い、必要性が確認できない場合は廃止を検討する。

(2) 追加で整理した課題、今後の方向性（改善のアイデア）

項目	課題	改善のアイデア
—	—	—

令和6年度 事業評価シート

所属名	経済部 商工振興課
-----	-----------

1. 基本情報

事業名称	商店街活性化支援事業補助金（空き店舗対策事業補助金）	
実施根拠	船橋市空き店舗対策事業補助金交付要綱	
事業開始年月日	平成29年4月1日	
最終改正年月日	令和4年4月1日	
事業目的	空き店舗への出店を促進することにより、早期空き店舗の解消および地域の賑わいの創出を図る。	
事業概要	6月以上空き店舗となっている物件を活用して事業を行う者に対して、事業に供する物件の改修等の費用や賃料を一部助成する。	
実施背景	平成29年の要綱制定以前は、「商業活性化事業補助金」のメニューの一つとして空き店舗を活用した商店街組合等や中小企業者等を補助対象としていたが、空き店舗対策事業に特化した形で要綱を制定した。	
経緯	市内の空き店舗を対策として、改装費や賃料を一部補助することで、事業者に出店等をしやすくできるよう事業を開始した。	
事業内容	対象者	内容（要件・単価・限度額・サービス内容など）
	中小企業者・個人事業主	次の要件を全て満たす船橋市内の店舗物件を活用して事業を行う者。 ・市街化区域に所在していること ・6月以上空き店舗となっていること ・1階、2階又は地階部分に位置していること なお、対象とする事業は以下のいずれかとする。 ① 小売業、飲食業又はサービス業等個人客が直接来店する業種の事業 ② 半径500メートル内に生鮮三品（鮮魚、精肉又は青果）又は日用品を販売する店舗が無い地域において、これらの商品を個人客に販売し、地域の買い物支援に資すると認められる事業 ③ 産業競争力強化法に規定する特定創業支援等事業による支援を受けた者が実施する事業

2. 事業実績

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
事業費 (単位：円)	当初予算額	14,067,000円	11,818,000円	10,941,000円	9,810,000円
	うち一般財源	14,067,000円	11,818,000円	10,941,000円	9,810,000円
	決算(見込)額	12,772,000円	11,398,000円	9,707,000円	8,233,000円
対象者数・件数など	新規補助対象者	12件	5件	7件	8件
	新規補助額	7,908,000円	5,000,000円	6,490,000円	6,850,000円
	継続補助対象者	17件	19件	15件	10件
	継続補助額	4,864,000円	6,398,000円	3,217,000円	1,383,000円

3. 交付税、国・県補助の有無

	有無	(ありの場合) 名称・内容
交付税措置	なし	
国・県補助	なし	
(国・県補助への) 上乗せ・横出し	なし	

4. 業務量

繁忙期	年度当初				
業務頻度	相談、申請の都度対応。				
人工		常勤職員	会計年度任用職員	再任用(フル)	再任用(短)
	人工	0.5人工	0.0人工	0.0人工	0.0人工
	従事者数	2人	0人	0人	0人

※ 職員1人の労働力 = 1人工。当該事業の人工を記載。複数人が携わっている場合は、それぞれの人工を合計。

【記載方法】従事者2人、労働力の割合がそれぞれ3割の場合 ⇒ 合計0.6人工(0.3人工 + 0.3人工)

評価結果

所属名	経済部 商工振興課
事業名称	商店街活性化支援事業補助金（空き店舗対策事業補助金）

（１）一次評価（自主点検）で明らかとなった課題、今後の方向性（改善のアイデア）

項目	課題	改善のアイデア
効果検証	補助金交付以降、事業を継続しているか等の確認ができていないため、補助金の効果検証が出来ていない。	補助金交付以降も、一定期間調査を行い、事業継続の有無を確認する機会を設ける。

（２）追加で整理した課題、今後の方向性（改善のアイデア）

項目	課題	改善のアイデア
－	－	－

令和 6 年度 事業評価シート

所属名	経済部 商工振興課
-----	-----------

1. 基本情報

事業名称	海外販路拡大支援事業費	
実施根拠 (条例・規則・要綱等)	船橋市海外展開支援事業補助金交付要綱 商工業戦略プラン（①ものづくり産業の競争力強化＞a.国内外への販路の拡大）	
事業開始年月日	H28.4.1	
最終改正年月日	－	
事業目的	国内の人口減少に伴うマーケットの縮小が見込まれる中で中小企業者の生産規模の維持・拡大のため海外販路開拓を支援していく必要があるそのため、これらの企業を支援し、活性化を促し、最終的には本市の産業発展に寄与することを目的とする。	
事業概要	公的機関が関与する展示会や、100以上の出展事業者が参加する展示会への参加を予定する事業者より申請を受け付け、出展後に対象経費（出展料、輸送料、展示装飾費、現地通訳費等）を補助する。	
実施背景	商工業戦略プランにおいて、企業の競争力強化を目的とし、国内外への販路拡大を促進する重点事業として開始された。	
経緯	（H31.4.1改正）対象事業に小間数又は出展企業・団体数が100を超えるものへの出展事業を追加等 （R4.4.1改正）「海外展開のための専門家派遣」を補助対象から除外/同一の事業者に対し、2年度連続の交付が出来ない旨の規定を追加等	
事業内容	対象者	内容（要件・単価・限度額・サービス内容など）
	中小企業者であって、市内に本社又は事業所等を有するもの（本補助金交付要綱第2条第2項に該当するものを除く）	対象事業：海外で当該年度内に開催される展示会で、次のいずれかの要件を満たすもの。(1)公的機関（経済産業省、農林水産省、JETRO等）が関与するものへの出展事業(2)小間数又は出展企業・団体数が100を超えるものへの出展事業
		対象経費：主催者に支払う出展料、輸送料、展示装飾費（小間を装飾する消耗品及び備品リース料）、現地通訳費
		補助額：対象経費の2分の1の額又は20万円のいずれか少ない額
		申請期間：出展前に申請し、同年度3月31日までに事業が完了し、支払処理が完了していること

2. 事業実績

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
事業費 (単位：円)	当初予算額	530,000円	200,000円	200,000円	400,000円
	うち一般財源	530,000円	200,000円	200,000円	400,000円
	決算(見込)額	200,000円	200,000円	200,000円	400,000円
対象者数・件数など	件数	1	1	1	2

3. 交付税、国・県補助の有無

	有無	(ありの場合) 名称・内容
交付税措置	なし	
国・県補助	なし	
(国・県補助への) 上乘せ・横出し	なし	

4. 業務量

繁忙期	なし				
業務頻度	随時				
人工		常勤職員	会計年度任用職員	再任用(フル)	再任用(短)
	人工	0.2人工	0.0人工	0.0人工	0.0人工
	従事者数	2人	0人	0人	0人

※ 職員 1 人の労働力 = 1 人工。当該事業の人工を記載。複数人が携わっている場合は、それぞれの人工を合計。

【記載方法】従事者 2 人、労働力の割合がそれぞれ 3 割の場合 ⇒ 合計 0.6 人工(0.3 人工 + 0.3 人工)

評価結果

所属	経済部 商工振興課
事業名称	海外販路拡大支援事業費

（１）一次評価（自主点検）で明らかとなった課題、今後の方向性（改善のアイデア）

項目	課題	改善のアイデア
対象者の固定化	事業開始から令和５年度までに延べ10者に補助金を交付しているが、同一事業者が交付を受けている例がある。 また、国内の展示会等の出展に係る費用の補助事業として「船橋市工業振興支援事業補助金（国内展示会等出展事業）」があるが、この事業と補助金交付対象者が重複している。	販路拡大を目指す事業者にとって、より分かりやすい制度とするため、海外販路拡大支援事業費を「船橋市工業振興支援事業補助金」の事業の一つである展示会等出展事業と統合し、「船橋市展示会等出展支援事業補助金」と改める形で要綱改正をする。

（２）追加で整理した課題、今後の方向性（改善のアイデア）

項目	課題	改善のアイデア
－	－	－

令和 6 年度 事業評価シート

所属名	経済部 農水産課
-----	----------

1. 基本情報

事業名称	農業後継者対策事業補助金	
実施根拠	船橋市農林水産振興事業補助金等交付要綱、船橋市農業振興計画	
事業開始年月日	S60	
最終改正年月日		
事業目的	次代を担う農業者として、学習・研修・営農活動・農政活動を通じ農業後継者の交流・文化活動の促進及び部員の資質向上を図るとともに、労働力の省力化に係る補助事業を行い、より多くの後継者を中核的担い手に育成し、永続的な都市農業の振興を図る。	
事業概要	JAいちかわ船橋地区青年部、ちば東葛農業協同組合西船地区青壮年部、船橋市農業青少年クラブに対して、農業後継者の交流・文化活動の促進及び部員の資質向上を図るため団体活動費に対して補助率1/2で補助を行っている。また、労働力の省力化に係る機械に補助率3/10で補助金を交付する。	
実施背景	農業者の一層の高齢化と減少が急速に進行する中、地域の経営資源の受け手として期待される担い手の高齢化が進行している。このため、本事業は、担い手から経営を継承し、発展させるための取組を支援することにより、将来にわたって地域の農業を担う経営体を確保することを目的とする。	
経緯	補助限度額は補助金等交付要綱を定めたH13年には団体補助としてJAいちかわ船橋地区青年部72万円、ちば東葛農業協同組合西船地区青壮年部22万円、船橋市農業青少年クラブ14万円であったが、H20年4月11日にそれぞれ64万円、19万円、12万円となり、H22年4月1日に備品購入費が追記され、現在の内容となった。	
事業内容	対象者	内容（要件・単価・限度額・サービス内容など）
	JAいちかわ船橋地区青年部	460,000円
	ちば東葛農業協同組合西船地区青壮年部	370,000円
	船橋市農業青少年クラブ	120,000円

2. 事業実績

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
事業費 (単位：円)	当初予算額	1,077,000円	1,208,000円	1,635,000円	1,008,000円
	うち一般財源	1,077,000円	1,208,000円	1,635,000円	1,008,000円
	決算(見込)額	127,000円	381,000円	873,000円	248,000円
対象者数・件数など	JAいちかわ船橋地区青年部	96名	97名	97名	97名
	ちば東葛農業協同組合西船地区青壮年部	77名	77名	77名	77名
	船橋市農業青少年クラブ	21名	20名	21名	19名

3. 交付税、国・県補助の有無

	有無	(ありの場合) 名称・内容
交付税措置	なし	
国・県補助	なし	
(国・県補助への) 上乗せ・横出し	なし	

4. 業務量

繁忙期	年度末				
業務頻度	年一回				
人工		常勤職員	会計年度任用職員	再任用(フル)	再任用(短)
	人工	0.1人工			
	従事者数	1人			

※ 職員1人の労働力 = 1人工。当該事業の人工を記載。複数人が携わっている場合は、それぞれの人工を合計。

【記載方法】 従事者2人、労働力の割合がそれぞれ3割の場合 ⇒ 合計0.6人工(0.3人工+0.3人工)

評価結果

所属名	経済部 農水産課
事業名称	農業後継者対策事業補助金

（１）一次評価（自主点検）で明らかとなった課題、今後の方向性（改善のアイデア）

項目	課題	改善のアイデア
事務改善	補助対象経費について、補助対象者から申請のあった補助対象者全体の決算を担当課で精査し、補助対象経費が峻別し補助額を決定している。	補助対象者が、当該補助金の目的を理解の上、補助対象経費として該当するか判断できるよう、補助対象経費リスト等の作成を検討する。

（２）追加で整理した課題、今後の方向性（改善のアイデア）

項目	課題	改善のアイデア
効果の検証	補助金で購入された備品について、購入後どのように活用されているか把握できていない。	補助金で購入された備品を活用方法について、実態を把握する。

令和6年度 事業評価シート

所属名	経済部 農水産課
-----	----------

1. 基本情報

事業名称	農業団体育成事業費補助金	
実施根拠	船橋市農林水産振興事業補助金等交付要綱	
事業開始年月日	現要綱によると平成13年4月1日	
最終改正年月日	令和4年4月1日	
事業目的	農業の中核的担い手対策として、生産団体の育成とともに、農業者の組織化とその強化及び農業経営の安定的拡大を図る。併せて農業女性団体の育成を行い、生活改善・健康管理を推進し、豊かで健康な生活の向上を図る。	
事業概要	各農業団体の組織強化を推進し、生産意欲の向上と農業経営の安定的拡大を図るため、各種団体を支援する。	
実施背景	都市化の強い影響などにより船橋市の農業経営が難しい状況にあることから、組織力の強化が必要と考えたため。	
経緯	対象団体は現要綱を定めたH13年には10団体であったが、H20年に9団体、R2年に5団体に変更となる。H23年に補助対象経費に原材料費が追加となり、H13年には6月であった申請時期は、R3年に随時、R4年に4月に変更。H13年に10人だった人数要件が、H27年に8人に、R4年に撤廃し、現在の内容となった。	
事業内容	対象者	内容（要件・単価・限度額・サービス内容など）
	船橋市花卉組合	50,000円(補助対象経費×0.5 予算額限度)
	船橋市園芸協会	230,000円(補助対象経費×0.5 予算額限度)
	JAIちかわ船橋地区女性部	280,000円(補助対象経費×0.5 予算額限度)
	ちば東葛農業協同組合西船地区女性部	90,000円(補助対象経費×0.5 予算額限度)
	船橋市農業士等協会	90,000円(補助対象経費×0.5 予算額限度)

2. 事業実績

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
事業費 (単位：円)	当初予算額	740,000円	740,000円	740,000円	740,000円
	うち一般財源	740,000円	740,000円	740,000円	740,000円
	決算(見込)額	441,000円	480,000円	491,000円	691,000円
	船橋市花卉組合	6,000円	7,000円	34,000円	50,000円
	船橋市園芸協会	100,000円	142,000円	87,000円	181,000円
	JAIちかわ船橋地区女性部	262,000円	280,000円	280,000円	280,000円
	ちば東葛農業協同組合西船地区女性部	73,000円	51,000円	90,000円	90,000円
	船橋市農業士等協会	0円	0円	0円	90,000円

3. 交付税、国・県補助の有無

	有無	(ありの場合) 名称・内容
交付税措置	なし	
国・県補助	なし	
(国・県補助への) 上乗せ・横出し	なし	

4. 業務量

繁忙期	年度末				
業務頻度	年一回				
人工		常勤職員	会計年度任用職員	再任用(フル)	再任用(短)
	人工	0.2人工			
	従事者数	1人			

※ 職員1人の労働力 = 1人工。当該事業の人工を記載。複数人が携わっている場合は、それぞれの人工を合計。

【記載方法】従事者2人、労働力の割合がそれぞれ3割の場合 ⇒ 合計0.6人工(0.3人工+0.3人工)

評価結果

所属名	経済部 農水産課
事業名称	農業団体育成事業費補助金

（１）一次評価（自主点検）で明らかとなった課題、今後の方向性（改善のアイデア）

項目	課題	改善のアイデア
補助の効果	団体ごとに設定している補助上限額について、補助対象者の活動状況に見合った補助額になっているかについて把握できていない。	補助対象者の活動状況を把握の上、補助の必要性、補助額について検討する。

（２）追加で整理した課題、今後の方向性（改善のアイデア）

項目	課題	改善のアイデア
—	—	—

令和6年度 事業評価シート

所属名	学校教育部 指導課
-----	-----------

1. 基本情報

事業名称	国際理解教育費	
実施根拠	船橋の教育 2020 帰国・外国人児童生徒への適応指導及び日本語指導の充実	
事業開始年月日	昭和53年 文部省の指定を受け 国際理解教育・帰国外国人児童生徒教育に取り組む。	
最終改正年月日	令和5年5月18日	
事業目的	帰国・外国人児童生徒が、編（転）入学後、速やかに日本の教育（学習・生活）への適応を図り、日本への理解を深めると同時に、在籍する児童生徒の特性が発揮できるよう支援することを目的とする。	
事業概要	船橋市教育委員会と船橋市国際交流協会が連携して、日本語指導や適応指導を要する帰国・外国人児童生徒を支援するために、母語協力員及び日本語指導協力員（以下「協力員」という。）を船橋市内小・中・高等学校に派遣している事業である。さらに、令和2年度に翻訳機の導入および貸与を開始し、令和3年度から令和5年度には各学校1台貸与に加え、児童生徒用の要望を受け、日本語指導を必要とする児童生徒を支援する体制を整えている。	
実施背景	船橋市の帰国・外国人児童生徒の増加	
経緯	平成19年度～21年度文部科学省から千葉県教育委員会が、帰国・外国人児童生徒受入促進事業の研究指定を受け、本市は促進地域として委嘱を受けた。その後平成22年度～25年度は文部科学省の補助事業「帰国・外国人児童生徒受入促進事業」として、26年度から名称が変わり「公立学校における帰国・外国人に対するきめ細かな支援事業」として、事業費の3分の1の交付を受けていた（文部科学省の補助事業については、平成30年度については、事業費の3分の1以下になっている）。また、平成31年度からは「帰国・外国人児童生徒等に対するきめ細かな支援事業」と名称を変え、取り組んでいる。	
事業内容	対象者	内容（要件・単価・限度額・サービス内容など）
	日本語指導員（会計年度任用職員）	
	日本語指導協力員（有償のボランティア）	1単位時間あたり1200円

2. 事業実績

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
事業費 (単位：円)	当初予算額	7,094,000円	6,385,000円	8,413,000円	9,892,000円
	うち一般財源	4,970,000円	4,261,000円	6,053,000円	5,633,340円
	決算(見込)額	7,831,600円	6,479,161円	9,671,400円	9,894,340円
対象者数・件数など	外国人児童生徒数	693人	747人	826人	906人
	日本語指導が必要な児童生徒数	222人	226人	251人	285人
	日本語指導協力員が担当している児童生徒数	130人	140人	170人	180人
	日本語指導協力員の派遣人数	46人	47人	50人	49人
	派遣総時間数	5941.5時間	5,394.5時間	6,987時間	6,949時間

3. 交付税、国・県補助の有無

	有無	(ありの場合) 名称・内容
交付税措置		
国・県補助	あり	「帰国・外国人児童生徒等教育の推進支援事業」(補助事業)
(国・県補助への) 上乗せ・横出し		

4. 業務量

繁忙期	年間				
業務頻度	都度				
人工		常勤職員	会計年度任用職員	再任用(フル)	再任用(短)
	人工	0.7人工	0.3人工		
	従事者数	1人	1人		

※ 職員1人の労働力 = 1人工。当該事業の人工を記載。複数人が携わっている場合は、それぞれの人工を合計。

【記載方法】従事者2人、労働力の割合がそれぞれ3割の場合 ⇒ 合計0.6人工(0.3人工+0.3人工)

評価結果

所属名	学校教育部指導課
事業名称	国際理解教育費

（１）一次評価（自主点検）で明らかとなった課題、今後の方向性（改善のアイデア）

項目	課題	改善のアイデア
事業の必要性	帰国・外国人児童生徒は直近3年で約1.2倍と大幅に増加しており、日本語指導を要する児童生徒の人数が増えている。日本語指導の教職員定数は法令で定められており、文部科学省では、令和8年度までに段階的な増員が掲げられている。しかしながら、急激な帰国・外国人児童生徒の増加や全国的な教職員不足の影響により、日本語指導担当教員が不足している。	日本語指導担当教員の配置について、教育委員会内で連携を図りながら、引き続き県へ要望していく。
人材確保	会計年度任用職員の日本語指導員や、国際交流協会からの紹介を受けた日本語指導協力員については、日本語指導を必要とする児童生徒の増加に伴い、今後を見据えての人材確保策を検討する必要がある。	各学校の実態を踏まえ、児童生徒が必要とする指導及び支援を行うことができるよう、人材の確保策を検討し、国際交流課及び国際交流協会と方向性を検討していく。
翻訳機の修繕	翻訳機は、必要とする児童生徒等に貸与しており、主に授業中のコミュニケーションのツールとして使用したり、教材の翻訳に使用したりして活用されている。令和2年度に導入してから5年が経過するため、機器の更新を検討する時期になっている。	各学校の使用状況等を踏まえて、更新を行う。

（２）追加で整理した課題、今後の方向性（改善のアイデア）

項目	課題	改善のアイデア
—	—	—

令和 6 年度 事業評価シート

所属名	生涯学習部 青少年課
-----	------------

1. 基本情報

事業名称	子供居場所づくり事業費（ふなばしハッピーサタデー事業）	
実施根拠	ふなばしハッピーサタデー事業実施要綱	
事業開始年月日	平成17年4月1日	
最終改正年月日	平成25年4月1日	
事業目的	地域の団体等の協力を得ながら、子どもたちがスポーツや文化活動に親しむことにより、豊かで健全な心身を培うことを目的としている。	
事業概要	原則、毎月第3土曜日を「ふなばしハッピーサタデー」の日として、市内26公民館で地域の団体、町会・自治会、学校等と連携を図りながら、市内小・中学生を対象にスポーツや文化活動などに親しむことを目的として様々な事業を実施する。	
実施背景	平成16年3月議会において、「完全学校5日制になったが、自宅で過ごす子どもたちが多い。何らかの対策が必要ではないか」との質問に対し、教育長が「子どもたちが月に1度はスポーツや文化活動に参加できるような方法を模索したい」と答弁した。その後、休日の土曜日を利用した事業を検討し、平成17年から「ふなばしハッピーサタデー」事業が開始された。	
経緯	平成17年の事業開始以来、現在まで原則毎月第3土曜日に市内26の公民館で、地域の団体、町会・自治会、学校との連携を図りながら、事業を継続している。	
事業内容	対象者	内容（要件・単価・限度額・サービス内容など）
	市内小・中学生	スポーツ、文化活動、自然体験、子どもまつり等

2. 事業実績

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
事業費 (単位：円)	当初予算額	3,329,000円	3,315,000円	3,257,000円	3,230,000円
	うち一般財源	2,439,000円	2,436,000円	2,378,000円	2,377,000円
	決算(見込)額	618,363円	2,025,633円	2,577,556円	2,819,225円
対象者数・件数など	事業数	29	198	256	276
	参加者数	598	5,202	13,520	59,238

3. 交付税、国・県補助の有無

	有無	(ありの場合) 名称・内容
交付税措置	なし	
国・県補助	あり	学校・家庭・地域連携協力推進事業費補助金
(国・県補助への) 上乗せ・横出し	なし	

4. 業務量

繁忙期	年度末				
業務頻度 (年1回・月1回など)	企画運営は公民館が担っており、青少年課では予算管理(消耗品等の支出)や国への補助金申請業務を行っている。				
人工		常勤職員	会計年度任用職員	再任用(フル)	再任用(短)
	人工	0.1人工	0.5人工		
	従事者数	1人	1人		

※ 職員1人の労働力 = 1人工。当該事業の人工を記載。複数人が携わっている場合は、それぞれの人工を合計。

【記載方法】従事者2人、労働力の割合がそれぞれ3割の場合 ⇒ 合計0.6人工(0.3人工 + 0.3人工)

評価結果

所属名	生涯学習部 青少年課
事業名称	子供居場所づくり事業費 (ふなばしハッピーサタデー事業)

(1) 一次評価（自主点検）で明らかとなった課題、今後の方向性（改善のアイデア）

項目	課題	改善のアイデア
事業の安定性	当該事業は、コロナ禍において一時活動が縮小していたが、地域の団体等の協力を得て、地域における子どもの体験の場として、コロナ禍前の活動規模まで回復してきている。 しかしながら、事業を担う地域ボランティアは固定化されてきているため、今後、担い手不足となる可能性がある。	所管課において行っている他の地域連携事業や各公民館で実施した事例の情報共有を行うなど、各公民館の事業検討を促進することにより担い手の確保を図る。

(2) 追加で整理した課題、今後の方向性（改善のアイデア）

項目	課題	改善のアイデア
—	—	—